









- 2014
- 「有床診療所・病院火災対策検討部会」の概要について
- |防災・危機管理トップセミナー
- 「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省 庁連絡会議」の報告書及び危険物等事故防止安全憲章に ついて













特報1	「有床診療所・病院火災対策 検討部会」の概要について	4
特 報 2	全国防災・危機管理トップセミナー	6
特報	「石油コンビナート等における災害防止 対策検討関係省庁連絡会議」の報告書	9

XJ 取快討関係自丁連絡会議」の報告書 及び危険物等事故防止安全憲章について

平成 26 年 7 月号 No.519

幹生)

14

16 19

20 25 27

28

30 32

34

参頭言 「災害に強く、安心・安全に人が暮らせるまち」を目指して(静岡市消防局長 岩崎 Report
平成25年中の危険物に係る事故の概要 ····································
平成25年中の石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所において発生した事故の概要 たばこ火災被害の低減対策に関する検討会報告書の概要
Topics 消防団を巡る動き
「平成26年度危険物安全週間」推進行事の実施結果
緊急消防援助隊情報 消防庁へリコプター 5 号機高知県消防防災航空隊にて運航開始 ************************************
先進事例紹介 消防団に I P無線機を配備(大分県 中津市消防本部)
八幡浜地区施設事務組合消防本部(愛媛県)/三原市消防本部(広島県)/ ************************************
消防大学校だより 35 新任消防長・学校長科(第16・17期) 35 緊急消防援助隊教育科航空隊長コース(第13・14回) 36 報道発表等 36
報道先表等 最近の主な報道発表について(平成26年5月27日~平成26年6月25日) 37 通知等
最近の通知(平成26年5月27日~平成26年6月25日)

防火対象物に係る表示制度が開始されました…………

お知らせ _____



■表紙 本号掲載記事より

「災害に強く、安心・安 全に人が暮らせるまち」 を目指して



静岡市消防局長 岩崎 幹生

静岡市は、静岡県の中部に位置しており、商業都市として発展してきた旧静岡市と、国際港湾都市として発展してきた旧清水市が平成15年4月に合併し、その拠点性や大都市性から、2年後の平成17年4月に全国14番目の政令指定都市に移行しました。そして、平成18年3月には蒲原町と、平成20年11月には由比町とそれぞれ合併し、新たな歩みを始め現在に至っています。【市域面積1,411.93k㎡・人口70万7千人余・世帯数28万9千余】

また、本市は、3,000mを超える高峰が連なる南アルプスから日本最深の駿河湾に至る多彩多様な自然と、世界に誇る数多くの名勝を有している街でもあり、昨年は「富士山」がユネスコの世界文化遺産に登録され、本市の「三保の松原」も「富士山」の構成資産に含まれて登録されました。更に、本年6月には、南アルプスの豊かな自然環境と地域の歴史・文化が世界に認められ、「南アルプスユネスコエコパーク」の登録が決定し、本市では「三保の松原」とともに、その魅力と価値を世界に発信していきます。

さて、静岡市消防局は、消防本部(2部7課)と消防署所(6署1分署17出張所)で組織され、職員総数778人、消防車両126台、消防へリコプター1機を配置しています。そこで、平成22年度からスタートした「世界に輝く『静岡』の創造」をテーマとする第2次静岡市総合計画の施策の一つに揚げられている「地震・水害などの災害に強いまちづくりの推進」を踏まえ、平成26年度の運営方針として、「消防救急広域化の推進」、「新消防本部庁舎の整備」、「消防救急デジタル無線の整備」などを重点事業とし、誰もが安心・安全に暮らせるまちづくりに積極的に取り組んでいます。

「消防救急広域化の推進」につきましては、平成18年6月に消防の広域化を推進するための消防組織法の改正が行われ、平成20年3月に静岡県が「静岡県消防救急広域化推進計画」を策定し、推進計画に定められた圏域ごとに広域化に係る協議を実施した結果、平成22年2月11日に開催された関係市町の首長による「中部圏域消防救急広域化連絡会議」において、静岡市、島田市、牧之原市、吉田町、川根本町の3市2町の枠組みで、平成28年4月から静岡市への委託方式により広域化することで合意形成が図られました。

そこで、「静岡地域消防救急広域化運営協議会」を設置し、消防救急広域化を円滑に開始するための基本的な事項を協議・調整した結果、平成25年11月に「静岡地域広域消防運営計画」を策定、平成26年度は、事務事業について、すり合わせ協議を進めているところです。

今後も、南海トラフ巨大地震等をはじめ、大規模・多種多様化する災害から、市民一人ひとりの生命(いのち)と財産を守り、「災害に強く、安心・安全に人が暮らせるまち」を目指して、全職員一丸となって業務に取り組んでいきます。

「有床診療所・病院火災対策検討部会」の概要について

予 防 課

1 はじめに

消防庁では、平成25年10月11日に発生した福岡市の 有床診療所火災(以下「本件火災」という。)を踏まえ、 「有床診療所・病院火災対策検討部会」(部会長:室崎益 輝(公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構副 理事長)。病院関係者、有床診療所関係者、学識経験者、 関係省庁、消防本部により構成。以下「検討部会」とい う。)を発足させ、有床診療所・病院等の火災被害拡大 防止対策等及び火災予防行政の実効性向上等について検 討を進めてきたが、平成26年6月19日に開催した第6 回の検討部会において、「有床診療所及び病院における 火災対策」の方向性について、了解が得られたので、こ こではその概要を紹介する。

2 福岡県福岡市の有床診療所火災の概要

平成25年10月11日、福岡県福岡市の有床診療所「安部整形外科」において、死者10名、負傷者5名の被害を伴う火災が発生した。

火災の発生した建物は、鉄骨造及び鉄筋コンクリート造の地下1階地上4階建ての建物で、1,2階が有床診療所、3階が名誉院長自宅、4階が看護師寮として使用されていた。

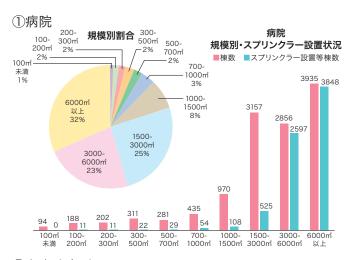
出火当時は17名(入院患者12名、当直の看護師1名、 寮に居住していた看護師2名、自宅に居住していた名誉 院長夫妻)がおり、入院患者の多くは、高齢で介護認定 を受けており、自力での避難が困難な者であった。死者 10名は全て高齢者で内7名が介護認定を受けていた。

出火原因については、1階処置室内の電気機器の電源 プラグ周辺から接触部加熱又はショートにより火災が発 生した可能性が考えられる。

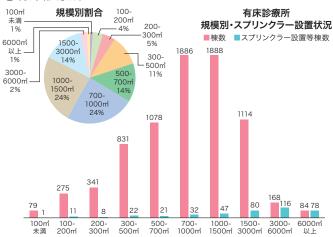
3 有床診療所・病院の実態調査概要

消防庁が行った実態調査では、病院(12,429施設)のうち、規模別には1,500~3,000㎡の施設が3,157施設で最も多く(25%)、そのスプリンクラー設置率は17%であった(病院全体での設置率は58%)。また、法令で義務付けられている年2回以上の消火・避難訓練の実施率は、対象となる病院全体の70%であった。

有床診療所 (7,744施設) のうち、規模別には1,000 ~ 1,500㎡の施設が1,888施設で最も多く (24%)、そのスプリンクラー設置率は2%であった (有床診療所全体での設置率は5%)。また、法令で義務付けられている年2回以上の消火・避難訓練の実施率は、対象となる有床診療所全体の20%であった。



②有床診療所



4 有床診療所・病院における今後の火災対策のあり方

(1) 本件火災における課題

自動火災報知設備の鳴動後に、施設からの通報が行われなかったほか、初期消火のための消火器、屋内消火栓設備が設置されていたものの使用されなかった。また、多数の死傷者を発生させた一因として、防火区画を形成する防火戸が閉鎖せず、階段室等を経由して早期に煙が上階に伝播したことが考えられる。

(2) ソフト面での対策

①従業員等の教育

有床診療所・病院では、夜間に勤務する職員は昼間と 比べて少なくなることから、全ての職員が必要な知識を 持ち、火災時に適切に対応することができるよう、採用 時等定期的に教育を実施していくことが必要である。

②効果的な訓練の実施

建物構造や入居者の特性、設置されている設備の状況、

具体的な避難経路や避難方法等施設の実情を考慮し、その効果を高めていく工夫が必要である。特に夜間において職員が1名となる可能性のある有床診療所・病院については、「有床診療所等における火災時の対応指針」等を活用し、より実践的な訓練を行うことが重要である。 ③防火対策自主チェックについて

有床診療所・病院における安全対策を確保するために は、事業者自身による日頃からの防火対策のチェックが 重要であり、事業者の防火意識の向上が不可欠である。

平成26年4月から「有床診療所防火対策自主チェックシステム」が運用可能となっており、チェックした結果については、ICT技術を活用し、消防をはじめとする関係行政機関と共有することができ、事業所のみでは改善方法が分からない等の場合に、関係行政機関が連携して必要なサポートを実施する体制の整備を進めていくことが必要である。

④定期調査・検査報告制度の強化

本件火災が発生した施設については、特定行政庁により定期調査報告の対象として指定されていなかったため、設置された防火戸の点検が適切に行われておらず、また、階段部分の防火区画(竪穴区画)を形成する防火戸が閉鎖しなかった。これを受け、建築基準法が改正され(平成26年6月4日公布)、定期調査・検査の対象の見直しを行うとともに、防火戸をはじめとした防火設備に関する検査の徹底等を行うこととされた。

(3) ハード面での対策

①消火器の設置基準の見直し

消火器は、火災の初期段階における消火に対し非常に 有効なものであり、有床診療所・病院には必ず消火器を 設置すべきである。

②消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準の見直し 有床診療所・病院における夜間の職員は限られており、 火災時には初期消火及び避難誘導に専念すべきであり、 短時間かつ確実に通報を行うことができる「消防機関へ 通報する火災報知設備」を設置すべきである。

また、「消防機関へ通報する火災報知設備」については、 消防機関からの歩行距離が500m以下の場合は、設置を 要しないこととされているが、「避難のために患者の介 助が必要な有床診療所・病院」は、これらの規定を適用 せずに設置すべきである。

③ 自動火災報知設備と火災通報装置の連動

「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」については、限られた職員が避難誘導等に専念し、通報が遅れる可能性があるため、より早期かつ確実に通報が行われるよう自動火災報知設備による感知器の作動と連動して火災通報装置による通報が自動的に行われるようにすべきである。

④ スプリンクラー設備の設置基準の見直し

現行の基準では、有床診療所については延べ床面積 6,000㎡以上、病院については3,000㎡以上の場合にスプリンクラー設備の設置を義務づけているが、有床診療所についても病院と同様に3,000㎡以上のものにスプリンクラー設備を設置すべきである。

更に、3,000㎡未満の有床診療所・病院であっても「避難のために患者の介助が必要な有床診療所・病院」については、面積に関わらずスプリンクラー設備を設置すべ

きであり、設置対象となる有床診療所・病院は、下表の とおりである。

	病院 ※1	有床診療所 ※1、※2			
	療養病床又は一般病床を 有するもの	左記以外	(定義上、療養病床又は一般 病床を有するもののみ)		
	有りるもの	W/F	4床以上	3床以下	
下記以外	設置義務	対象外	設置義務	対象外	
夜間における見 守り体制	対象外 (13床当たり職員 1 名)				
特定の13診療科 名のみ ※3	対象外	対象外		t	
施設構造 (延焼抑制)	対象外	対象タ	t		

- ※1 延べ面積3.000㎡未満のものが対象
- ※2 年間1日平均入院患者数が1名未満の診療所は含まない。
- ※3 産科・婦人科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・皮膚科・歯科・こう門外科・ 泌尿器科・小児科・乳腺外科・形成外科・美容外科

⑤特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置

1,000㎡未満の小規模な有床診療所・病院については、福祉施設の居室と比較して可燃物量が制限されていることから、福祉施設と同様に特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置でも一定の火災抑制が確保されると考えられる。なお、医療機関は手術室等のスプリンクラーヘッドの設置を要しない部分が多く、当該部分は主として昼間に用いられ、夜間は施錠等管理されているので、防火区画等による延焼防止措置等が講じられている場合は、特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が可能となる基準床面積(1,000㎡未満)に算入しないことも検討するべきである。

5 おわりに

有床診療所・病院が地域医療の担い手として重要な役割を果たしていること、有床診療所・病院の火災安全性を高め患者が安心して利用できるようにすべきこと及び厳しい経営環境にあることを踏まえ、消防用設備等の基準の強化にあたっては最大限の配慮をすべきである。スプリンクラー設備の設置については、新築は平成28年4月から施行されるが、既存施設は平成37年6月末まで経過措置を設けることとし、新たに消防用設備等が必要となった施設においては、厚生労働省の補助金の制度を活用して設置の促進を図ることが重要である。また、おいては、現時点の法令基準に従って設置することが困難となる可能性があるので、過去の事例を参考に特例適用できる場合の条件等の検討や、パッケージ型自動消火設備の更に施工性の高い消火設備の開発が重要となる。

問合わせ先

消防庁予防課 金子·近藤 TEL: 03-5253-7523



全国防災・危機管理トップセミナー

国民保護室

1 全国トップセミナーの概要

今日、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等大規模地 震の発生が危惧されるとともに、昨年は記録的豪雨、台 風により、各地に大きな被害がもたらされました。

災害時に市町村が初動対応を適切に行うためには、 トップである市町村長の判断や行動が極めて重要である ことから、消防庁では、市町村長を対象とした「防災・ 危機管理トップセミナー」を実施することとしました。

今回、初めて消防庁と内閣府(防災担当)の共催により「全国防災・危機管理トップセミナー」が、全国市長会の協賛のもと、平成26年6月4日に開催されました。会場となった全国都市会館大ホールには、全国より約180人の市長にご参加いただきました。

(次第)

- 1. 開会あいさつ 新藤総務大臣
- 2. 市町村長の初動対応について 消防審議会会長 室崎益輝(神戸大学名誉教授)
- あいさつ 古屋防災担当大臣
- 4. 被災市長による講演 兵庫県豊岡市長 中貝宗治
- 5. 市町村における防災対策について 内閣府政策統括官(防災担当) 日原洋文
- 6. 閉会

2 全国トップセミナーの内容

冒頭の挨拶で、新藤総務大臣は、出席した全国の市長に対し、地域の防災について訓練を重ねることの重要性を強調するとともに、非常時にはトップである市長が全責任を負う覚悟で陣頭指揮を執るよう要請しました。また、消防防災体制の拡充強化が急務であり、緊急消防援助隊については大幅に増隊すると述べるとともに、消防

団の充実強化に向けてより一層の協力を求めました。



新藤総務大臣

消防審議会の室崎会長からは、市町村長の初動対応について、ご講演をいただきました。



室﨑会長

室﨑会長は、災害時には物的・人的資源、情報の不足、限られた時間などの制約の中で決断を迫られるとし、避難 勧告等の権限を付与された市町村長が責任を負っていか なければいけないと述べられました。初動対応では、災害 対策本部を早く立ち上げることが重要であり、非常時の人 員配置を予め考えておく必要があると述べられました。情報の収集については、地域の災害情報をくみ上げるシステムをどう作るかがポイントであるが、情報は待つものではなく取りに行くものであり、地域で起きていることを素早く察知することも大切だと述べられました。また、プロアクティブの原則にもあるように、最悪の事態を想定し、空振りを恐れず避難勧告等を発令すべきであると述べられました。さらに、広報について、情報を包み隠さず正確に、定期的に公表すること、時には住民に直接語りかけることが重要であると述べられました。

古屋防災担当大臣の挨拶の後、平成16年の台風災害 に際し、陣頭指揮に当たられた兵庫県豊岡市の中貝市長 より「私たちはどのように台風災害と闘ったか」と題し ご講演をいただきました。



中貝市長

中貝市長は、平成16年の台風23号の災害対応を振り返り、これまで経験したことのないほど川の水位が急速に上昇していく中で、避難勧告等の発令を決断したが、伝達する内容の検討に時間を要したことに、悔いが残ると述べられました。「人は逃げない」そういう傾向を持つ人々を逃がすため、気象情報や災害対策本部の対応を絶えず住民に伝えながら、危機感の高まりを共有し、避難につなげることが重要だと述べられました。また、災害対応は、その現場にいる市町村しかできない以上、我々は覚悟を決め、自らの組織と能力をアップするほかないと述べられ、結びに、それぞれの地域を守っていくため、お互いにがんばりましょうと呼びかけられました。

最後に、内閣府政策統括官(防災担当)より、市町村 における防災対策について説明がありました。



会場の様子

3 都道府県トップセミナー

都道府県においても、市町村長を対象としたトップセミナーを、4月16日の福井県を皮切りに順次開催しています。

各都道府県は、市長会及び町村会の会議や消防科学総合センターの市町村長防災危機管理ラボに併せて開催するなど、関係機関と連携を図りながら実施しています。

4 市町村長による危機管理の要諦

消防庁は、トップセミナーの開催に当たり、災害等の 危機事態において、市町村長の心構えやどのような行動 を執るべきかなどをテキストにまとめました。これまで の市町村長の災害対応における成功した事例、失敗した 事例とともに、災害を経験した首長の体験談をできるだ け多く盛り込みました。市町村長をはじめ、防災危機管 理担当の方にもご一読いただければ幸いです。

市町村長による危機管理の要諦 -初動対応を中心として-

自然災害、国民保護事案等の危機事態における初 動対応に関し、市町村長自身が頭に刻み込んでおく べき重要事項は次のとおりである。

- 1 市町村長の責任・心構え
 - (1) 危機管理においては、トップである市町村



長が全責任を負う覚悟をもって陣頭指揮を執る。

- (2) 最も重要なことは、①駆けつける、②体制をつくる、③状況を把握する、④目標・対策について判断(意思決定)する、⑤住民に呼びかける、の5点である。
- (3) 市町村長がまず最初に自ら判断すべき事項 は、避難勧告等の発令と緊急消防援助隊や自 衛隊の応援に係る都道府県への要求である。
- (4) 災害状況が正確に把握できない場合でも、 最悪の事態を想定して判断し、行動する。
- (5) 緊急時に市町村長を補佐する危機管理担当 幹部を確保・育成する。
- (6) 訓練でできないことは本番ではできない。 訓練を侮らず、市町村長自ら訓練に参加し、 危機管理能力を身につける。

2 市町村長の緊急参集

- (1) 危機事態が発生した場合(または発生が予想される場合)は、最悪の事態を想定し、一刻も早く本庁舎(災害対策本部設置予定場所)に駆けつける。
- (2) 市町村長は、災害等が予想される場合には 即座に本庁舎に駆けつけることができるよう 待機する。
- (3) 市町村長が即座に参集できない場合に備え、 予め特別職の権限代行者(副市町村長等)を 定め、周知しておく。災害等が特に予想され ない平常時において、市町村長が市町村外へ 離れる場合は権限代行者を市町村内に所在さ せておくことが必要である。
- (4) 緊急時には、第一報を覚知した宿直等から、 直接かつ迅速に、市町村長に情報が入る体制 をあらかじめ確立しておくとともに、市町村 長は、常に連絡を取れる態勢をとっておく必 要がある。
- (5) 市町村長が有効にリーダーシップを発揮できるよう、職員の初動体制(宿日直体制・緊急参集体制)をあらかじめ構築しておく。

3 災害時の応急体制の早期確立

(1) 準備、体制構築が早すぎて非難されること

- はないので、躊躇せずに災害対策本部等を立 ち上げる。
- (2) 声の出せない地域ほど最悪の事態が起きている可能性が高い。被害情報のとれない地域こそあらゆる手段を用いて情報を取りにいく。
- (3) 最悪の事態を想定して、災害時の応急対応 に従事する職員の安全管理に配慮する。

4 避難勧告等の的確な発令

- (1) 特別警報などの生命に関わる気象情報の伝達や避難勧告等の発令は、「見逃し」より「空振り」の方が良く、昼夜を問わず、あらゆる手段を用いて住民へ伝達するとともに、要配慮者については昼間から早めの避難準備行動を促す。
- (2) 平常時から、気象情報等に対応した避難勧告等の発令基準を設定しておくことは、避難勧告等のスムーズな発令をするうえで欠かせない。
- (3) 避難勧告等を発令した結果、被害が発生しなかったとしても、「空振りで良かった」と 捉える住民意識の醸成を促進すること。

5 都道府県、消防機関、自衛隊等に対する応援要請

- (1) まず、都道府県、消防機関、自衛隊等へ一報する。
- (2) 都道府県、消防機関、自衛隊等のカウンターパートの連絡先を把握・登録する。
- (3) 平素から、関係機関のトップとの良好な関係を構築する。

6 マスコミ等を活用した住民への呼び掛け

- (1) 市町村長が自ら前面に出て会見を行い、住民へのメッセージ等を伝える。
- (2) 情報を包み隠さず、正確に公表する。
- (3) 時機を失せず、定期的に発表する。

問合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室 山井・遠藤 TEL: 03-5253-7551



「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議」の報告書及び危険物等事故防止安全憲章について

特殊災害室・危険物保安室

1 はじめに

近年の石油コンビナート等における事業所での深刻な爆発事故等の発生に鑑み、平成26年2月に内閣官房の主導により、石油コンビナート等の保安に関する規制を行う消防庁、厚生労働省及び経済産業省(以下「3省」という。)が参加して「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議」が設置され、石油コンビナート等における事故・災害の防止に向けた対策を検討してきました。

今般、当該連絡会議では、重大事故の発生防止に向けて事業者や業界団体が取り組むべき事項、国や地方公共団体も含めた関係機関が連携して取り組む事項等について報告書が取りまとめられるとともに、学識経験者、危険物等関係団体及び3省の委員で構成される危険物等事故防止懇談会において「危険物等事故防止安全憲章」が策定されましたのでその概要を報告します。

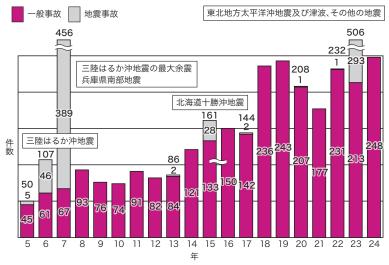
2 「石油コンビナート等災害防止 3省連絡会議」報告書の内容

(1) 石油コンビナート等における事故の発生 状況

3省が所管する各法令に基づき実施している 事故統計を見ると、石油コンビナート等特別防 災区域内の特定事業所における事故件数は平成 6年から増加傾向を示し、近年も依然高い水準 となっている(図1参照)。死者が発生した爆 発事故(重大事故)は4件発生しており(表1 参照)、この重大事故は緊急シャットダウン、 スタートアップ、設備の保守作業中などの「非 定常作業」において発生している。事故件数の 増加傾向は、危険物施設や高圧ガス施設ごとに

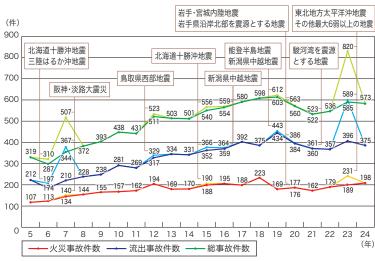
表1 最近の重大事故

年月	都道府県	内容	死傷者数
平成23年11月	山口県	塩ビモノマー製造施設の爆発死亡事故	死者1名
平成24年4月	山口県	レゾルシン製造施設の爆発死亡事故	死者1名負傷者21名
平成24年9月	兵庫県	アクリル酸製造施設の爆発死亡事故	死者1名負傷者36名
平成26年1月	三重県	多結晶シリコン製造施設の爆発死亡事故	死者5名負傷者13名



- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故概要(平成24年中)より作成。
- 2 地震事故とは地震及び津波による事故をいい、一般事故とは地震事故以外の事故をいう。

図1 石油コンビナートの事故発生状況(平成5年~平成24年)



- 1 危険物に係る事故報告(平成24年)より作成。
- 2 震度6弱以上(平成8年9月以前は震度6以上)の地震により発生した件数とそれ以外の件数とを分けて表記。

図2 危険物施設の事故発生状況(平成5年~平成24年)





みても同様となっている(図2、図3参照)。 また、化学物質に起因する労働災害はここ10 年間で減少傾向にある一方、死者数は、年間1 ~2名で推移(図4参照)していたところであ るが、平成26年はすでに5名となっている。

(2) 最近の重大事故の原因・背景に係る共通 点

最近の4件の事故は「非定常作業」で発生しているほか、次のような3点の共通点が見られた。

ア リスクアセスメントの内容・程度が不十分

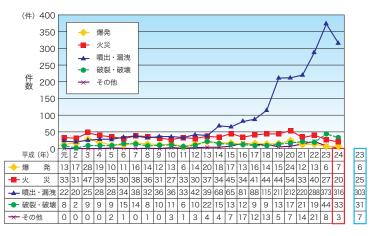
- ・非定常作業時や異常反応・事故等の緊急時 を想定したリスクアセスメントが不十分
- ・設備・運転方法等の変更時を想定したリス クアセスメントが不十分
- ・注意を要する危険物などの危険源や化学反応(副反応・残留物を含む)を想定したリスクアセスメントが不十分
- ・リスクアセスメントが不十分であった結果、 非定常作業時や緊急時を想定しての設備の 設計・設定、マニュアルの作成や体制の整 備等が不適切
- ・多様な事故等を経験した人材が減少、職場 の安全意識や危険予知能力が低下し、安全 への取り組みが形骸化した結果、リスクア セスメントが不十分

イ 人材育成・技術伝承が不十分

- ・マニュアルの背景にあるknow-whyの不徹 底による、リスクアセスメントを行う人材 の育成が不十分、また、緊急時の対応能力 が低下
- ・多様な事故等を経験した人材が減少し、職場の危険 予知能力や異常の認識能力が低下
- ・保安をリードする人材の育成が不十分
- ・事故防止の知識が暗黙知となっており、その伝承が 不十分
- ・人的対応力の低下をサポートできるようなマニュア ルや設備対応が不十分

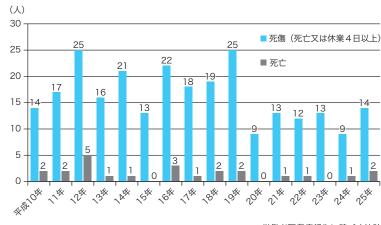
ウ 情報共有・伝達の不足や安全への取組の形骸化

- ・設計にかかる条件の運転部署への伝達が不十分
- ・過去の事故等の再発防止策について部署を超えた水 平展開が不十分。また、事故原因や対策等の情報を 安全対策に未反映
- ・緊急時対応を想定した人員体制や設備の設計・設定



(注)右端の平成23年の数字は、東日本大震災による事故件数を除いた数字

図3 高圧ガス事故の推移(平成元年~平成24年)



労働者死傷病報告に基づく統計 (平成26年3月末現在報告のあったもの)

図4 化学物質に起因する労働災害(爆発、火災、破裂)の推移 (平成10年~平成25年)

が不十分。また、人材や設備等の資源配分が適切で ないことや、現場での安全優先意識の浸透が不十分 であることから、結果として、安全への取組が形骸 化

(3) 事業者や業界団体が取り組む対策

ア 事業者が取り組むべき事項

前記「(2)最近の重大事故の原因・背景に係る共通点」を踏まえ、経営トップが保安への強い意識を持ち、強いリーダシップの下、非定常作業時の安全性の確保に十分留意しつつ、次の事故防止対策を推進することが求められる。

(ア) 自主保安向上に向けた安全確保体制の整備と実施・経営トップによる保安への強いコミットメント



経営トップが安全・事故防止に対する強い意識を 持ち、安全最優先の方針を社内各階層に発信し、安 全に対する意識の向上及び具体的行動を促す。また、 適切な経営資源の投入や各階層に応じた権限の明確 化を含めた安全確保体制を整備する。さらには、現 場の安全意識高揚を図り、また、現場の声を吸い上 げるために、経営層が現場とのコミュニケーション を強化する。

・現場の声も踏まえた適切な経営資源の投入

現場の声を踏まえつつ、老朽化対策など長期的視点も含めた安全関係予算を確保する。また、高い安全技術と管理能力を有する人材を計画的に育成するとともに業務負担を踏まえた適切な人員配置を行う。

・現場での適切な安全管理の枠組整備と実施

現場での安全確保に関するPDCAサイクルを構築し、適切に実施する。その際、第三者のチェックを受けることが効果的である。

・運転部門、保全部門、設計部門等各部門間の適切 なコミュニケーション・連携強化による適切な運 転・保全の実施

リスクアセスメントやプラントサイクルを見据えた安全設計を行うための部門間の連携等、必要なシステムを整備する。また、設計に当たり、安全システムや異常監視システムは非定常作業時や緊急時も想定したものとし、その機能維持を実現する。

設計部門内及び設計部門と他部門との情報伝達を 適切化することによる設計思想を踏まえたマニュア ルを整備するとともに、過去のトラブルやシステム の変更を踏まえ定期的に見直す。その際、knowwhyも伝承できるよう工夫する。

各部門でのコミュニケーションを円滑にし、適切な運転・保全を実現するほか、設備の点検・検査の適切な実施により設備の状態を把握し、必要な保全対策を実施する。その際、保全部門が運転部門に結果をフィードバックし、連携して対応するとともに点検・検査方法については劣化予測や余寿命評価などを取り入れ定期的に見直しを行う。

・協力会社も含めた適切な安全管理の実施

協力会社と連携してリスクアセスメントを実施し、またリスク情報等は共有・把握した上で、安全管理を実施する。さらに、標準運転手順書などのマニュアルは、これらの結果を反映したものとし、定期的及び設備等の変更時に見直しを行う。

・安全文化の醸成

現場の各層での積極的かつ自発的な安全活動が行われるよう経営層が働きかける。また、安全活動の取組を実施した者の適切に評価・処遇するなど、保安業務へのモチベーションを高める。さらには協力会社との情報交換などにより安全優先の文化を共有する。

(イ) リスクアセスメントの徹底

- ・プラント設計時に非定常作業時や事故等の緊急時 を想定したリスクアセスメントを実施
- ・設備や運転条件変更時、組織や人員変更時もリスクアセスメントを実施。その際、リスクアセスメントの契機となった内容やその結果を記録するなどの適切な情報管理による履歴化
- ・リスクアセスメントの結果に基づき、非定常作業 時や緊急時を想定した設備の設計・設定、マニュ アルや体制の整備等の必要な対策を実施。その際、 関係部署で広く情報を共有し、適切な対策を検討・ 実施。

(ウ) 人材育成の徹底

- ・危険物等の性質や化学反応・プロセス、装置の設計思想等、マニュアルの手順の背景にあるknowwhyを促進することにより、リスクアセスメントを行う人材の育成、保安に関する知識・技術の伝承の徹底による運転能力の向上
- ・熟練者の経験・技術の若手への伝承の取組ととも に、危険予知能力を育成するなど効果的な人材育 成を行い、もって緊急時対応能力を強化
- ・現場で取り扱う危険物等の特性や反応工程における数値の許容変動の幅、異常反応に至るプロセス等に精通する専門人材の計画的な育成とともに、事業所のプロセス全体を把握し、講ずべき安全対策について各部門に適切に指示を行うことができる人材を育成

(エ) 社内外の知見の活用

・社内外の事故情報の収集・活用

過去の事故事案に対する再発防止策を、部署を超 え水平展開させる。また、ヒヤリハット等の現場情 報を積極的に収集し、関係会社も含めて活用し改善 につなげる。

重大事故が発生した場合は、外部有識者等からなる事故調査委員会を設置し検討を行い、結果を公表し社会で共有する。

国や業界団体が公表する事故情報等を収集し、類





似の事故が自社で発生する可能性を想定するなど、 当該事故情報等を最大限活用する。

安全に係る学会の参加により能動的に事故情報の 収集を行い、積極的な活用を図る。

・第三者機関(民間企業、関係団体等)による評価・ 認定制度等の活用

自主保安向上を図る上で、これらの制度を活用することは効果的であり、また、企業が自らの保安への取組を定量的・定期的に自主評価し、改善につなげていく手法も考案されており、こうした仕組みの活用も有効である。

イ 業界団体が取り組むべき事項

(ア) 事故情報(教訓)・安全対策の共有

国が発信する事故情報等を会員企業に提供し、活用 を促進する。さらに業界内外の事故情報の収集を行う とともに、他業界との積極的な連携も図る。

(イ) 教育訓練の支援

企業が自ら実施する教育訓練への支援を行う。また、 研修機関等や自らが実施する教育訓練プログラムへの 参加を勧奨する。

(ウ) 安全意識向上に向けた取組

経営トップによる保安に関する意見交換会を実施し、業界の経営トップでの相互啓発を図る。また、保安表彰を実施し、保安活動へのモチベーション向上を図り、活動の良好事例を業界内外へ展開する。

(4) 地方(国の出先機関、都道府県等)も含めた関係 機関の連携強化策

石油コンビナート等における重大事故の発生を防止するためには、事業者及び業界団体が、前記「(3)事業者や業界団体が取り組む対策」の取組を着実に推進することが極めて重要であるため、国は、事故防止に向けた着実な対策を求めるとともに、事故情報の提供や人材育成の支援等により事業者の取組を後押しすることが求められる。

また、国や地方公共団体等の関係機関は、事故発生時の対応や重大事故防止対策における連携をより一層強化し、一丸となって石油コンビナート等における重大事故発生防止に取り組むことが求められる。

ア 「石油コンビナート等災害防止3省連絡会議」の設置

- ・石油コンビナート等における重大事故防止に向けた 国レベルでの連携を強化するため、石油コンビナー ト等災害防止3省連絡会議(以下「連絡会議」とい う。)を新たに設置し、事故情報や政策動向を共有
- ・重大事故が発生した際には連絡会議を随時開催し、

原因調査や再発防止について3省の情報・取組を共 有するとともに、現場での円滑な連携促進や3省共 同での指導文書の発出等の再発防止策の徹底につい て連携して対応

・各省が所管法令に基づき整備する基準やガイドライン等について、連絡会議で共有するなど連携

イ 自主保安の徹底に向けた連携

- ・「(3) 事業者や業界団体が取り組む対策」の着実な 実施を図るため、「危険物等事故防止安全憲章」も 踏まえ、3省が連名で、事業者の保安向上への取組 促進に向けた本報告書の周知徹底と業界団体におけ る事故防止に向けた行動計画の策定を石油コンビ ナート関係の業界団体へ要請
- ・上記について、連絡会議において継続的にフォロー アップすることで自主保安向上による事故防止を徹 底、及び、当該取組を通じた業界団体間の連携の促 進
- ・事業者の事故防止への取組を促進するため、労働安 全衛生マネジメントシステムの認定制度や保安力評 価、危険物施設等の保安に関する診断などの自主保 安向上に関係する支援機関の取組の普及

ウ 事故情報の共同発信等による事故情報活用の推進

- ・連絡会議で共有する事故情報等を、3省共同で関係 業界に対して発信し、事業者や業界団体の事故情報 を活用した取組を後押し
- ・国、支援機関がとりまとめ、公開している事故データを充実させるとともに、3省共通のホームページを設けることにより利用者の利便性向上を図り、事業者や業界団体の事故情報の活用を促進

エ 石油コンビナート等防災本部の機能強化

石油コンビナート等災害防止法に基づく石油コンビナート等防災本部(以下、「防災本部」という。)は、 都道府県知事を本部長とし、国の機関、自衛隊、警察 本部長、市町村長、消防長等を構成員としており、一 元的な連絡調整等を行う組織である。

予防、応急対応、災害復旧、再発防止対策等のフェーズに応じた連絡調整、防災アセスメントの実施、防災教育・訓練の実施等といった防災本部の機能の強化を図る取組を実施する。例えば、個々の防災本部で経験する事故は少ないことから、大きな事故を経験した防災本部や先進的な取組を行っている防災本部等の経験や知見を共有するため、石油コンビナート災害の現場経験者、有識者等の外部のアドバイザーの活用や地方公共団体間の担当者会議の活用を通じて広く教訓等の



共有化を図る。

石油コンビナート等防災計画の見直し等では、他の 防災計画の内容や先進事例等を参考とする取組を促進 する。

オ 様々なレベルでの連携強化

平時・事故発生時ともに、地方の出先機関を含めた 国、県、市の関係機関間の連携強化の取組として、例 えば、事故情報等の共有、調査の円滑化や緊急対応(緊 急要請等)における連携、調査段階での共同事業者ヒ アリングの実施、合同指導・パトロール、共同防災訓 練等を実施する。また、再発防止段階での連携を強化 するため、事業者が設置する事故調査委員会の調査結 果も活用しながら、国、県、市等の関係機関間で、事 故調査段階での連携を図る。

支援機関(危険物保安技術協会、高圧ガス保安協会、中央労働災害防止協会、労働安全衛生総合研究所等) も含めた情報交換等を行い、平時・事故発生時における関係機関の連携を強化する。

3 「危険物等事故防止安全憲章」の概要

近年、団塊世代の退職に対応した人材育成や技術の伝 承の重要性が指摘されていること等を踏まえ、危険物等 に関わる業界全体で現状の課題や必要な取組等について 認識を共有し、新たな取組の実施も含めた事故防止の取 組の推進、更なる安全意識の高揚を図る方策について関 係者で協議することを目的として、平成26年2月に、 危険物等事故防止懇談会が開催されました。

この懇談会において、危険物等に係る事故の状況及び 安全対策の課題、危険物等の事故防止のための推進方策 などが話し合われ、危険物等に関わる事故防止の取組の 推進、更なる安全意識の高揚を図るため、危険物等事故 防止安全憲章(以下「安全憲章」という。)が策定され ました。

この安全憲章に基づき、危険物等を取り扱う企業等に おいて、保安規制の遵守のみならず、企業自らがそれぞ れの業態に応じた安全確保方策を従業者に示すことなど により、危険物等の事故防止に万全を期しています。

【安全憲章の概要】

①安全に関する技術の伝承・人材育成

危険物等を取り扱う施設の設備等の自動制御化の進展 や担当業務の細分化・専門化に伴い、事故・トラブル経 験が減少し、現場の危険予測・対応能力の弱まりにつな がる危険性も高まっていることを踏まえ、安全に係る技 術の伝承や人材育成を推進する。

②設備等の安全性を向上させる取組

危険物等を取り扱う施設・設備等の設計部門と現場運用部門の連携を強化し、原理・原則の理解に基づく適切な現場運用、運用実態を踏まえた設備等の安全性の向上を図る。

③安全対策を確実に実施するための体制作り

安全が事業の基礎であることを再認識し、企業経営陣の関与により現場の力を引き出し、安全対策を確実に実施する体制作りを推進する。

4 おわりに

上記2の報告書を受けて、平成26年5月16日に3省連名で事業者の保安向上への取組促進に向けた本報告書の周知徹底と業界団体における事故防止に向けた行動計画の策定を石油コンビナート関係の業界団体*へ要請しました。また、各都道府県に対して石油コンビナート等における災害防止対策の推進に引き続き努めるよう通知しました。

事業者及び業界団体におかれては、本報告書及び安全 憲章を踏まえ、それぞれの業態や実情に対応した、より 具体的な安全対策の強化を推進していただくことが重要 であります。また、消防庁としても各関係機関と連携し 災害防止に向けた取組について、推進していくこととし ています。

最後に、報告書及び安全憲章の全文は消防庁ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2605/260516_1houdou/01_houdoushiryou.pdf)

※ 一般社団法人新金属協会、石油化学工業協会、石油連盟、電気事業連合会、日本 L P ガス協会、一般社団法人日本化学工業協会、一般社団法人日本ガス協会、日本タンクターミナル協会、一般社団法人日本鉄鋼連盟の計9団体

問合わせ先

消防庁特殊災害室 瀧下 TEL: 03-5253-7528 消防庁危険物保安室 清水 TEL: 03-5253-7524



平成25年中の危険物に 係る事故の概要

危険物保安室

1 危険物施設における事故発生件数

平成25年中(平成25年1月1日~12月31日)に発生した、危険物施設における火災及び流出事故の合計件数は、564件(火災188件、流出376件)と前年に比べ9件の減少となりました(前年573件:火災198件、流出375件)。

近年の事故件数は、平成19年の603件(火災169件、流出434件)をピークとし、以降はほぼ横ばいの状況が続いており、依然として高い水準で推移しています。また、平成元年以降事故が最も少なかった平成6年(287件:火災113件、流出174件)と比べると、危険物施設

は減少しているにもかかわらず、事故件数は約2倍に増加しています。(図1参照)

無許可施設、危険物運搬中等の危険物施設以外での火災及び流出事故の件数は30件(前年24件)と、前年に比べ6件増加しており、その内訳は火災事故が10件(前年5件)、流出事故が20件(前年19件)となっています。(表1参照)

2 危険物施設における火災事故の発生状況等

ア 火災事故による被害の状況等

平成25年中に危険物施設において発生した188件(前年198件)の火災事故による被害は、死者7人(前年4人)、負傷者55人(前年105人)、損害額は43億3,482.0万円(前年26億9,841.0万円。不明及び調査中を除く。以下同じ。)となっています。前年に比べ、火災事故の発生件数は10件減少、死者は3人増加、負傷者は50人減少、損害額は16億3,641.0万円の増加となりました。(表1参照)

イ 出火の原因に関係した物質

平成25年中に発生した危険物施設における火災事故の出火原因に関係した物質(以下「出火原因物質」という。)についてみると、188件の火災事故のうち、危険

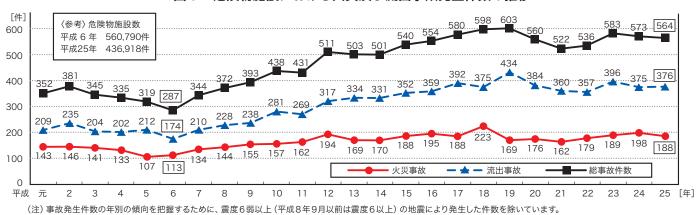


図1 危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移

表1 平成25年中に発生した危険物に係る事故の概要

	事故の態様	危険物に		火	災			流出	事故		その他			
	発生件数等	係る事故	発生件数		被害		5V, 11_ 111_ WL		 被 害		発生件数			
区分	区分	3	分	分	発生件数	光生什奴	死者数	負傷者数	損害額(万円)	発生件数	死者数	負傷者数	損害額(万円)	光生什奴
	危険物施設	741	188	7	55	433,482.0	376	0	18	43,949.5	177			
危	無許可施設	9	5	2	5	5,351.5	4	0	0	0	0			
危険物施設	危険物運搬中	20	5	1	0	2,316.5	15	0	0	182.0	0			
	仮貯蔵・仮取扱	1	0	0	0	0	1	0	0	0.5	0			
以外	小計	30	10	3	5	7,688.0	20	0	0	182.5	0			
	合 計	771	198	10	60	441,150.0	396	0	18	44,132.0	177			



物が出火原因物質となる火災事故が112件 (59.6%) 発生しており、このうち104件 (55.3%) が第4類の危険物でした。これを危険物の品名別にみると、第1石油類が48件 (25.5%) で最も多く、次いで第3石油類が23件 (12.2%)、第4石油類が15件 (8.0%)、第2石油類が14件 (7.4%) の順となっています。

ウ 火災事故の発生原因

平成25年中に発生した危険物施設における火災事故の発生原因の比率を、人的要因、物的要因、及びその他の要因に区分してみると、人的要因が55.9%(105件)で最も高く、次いで物的要因が28.7%(54件)、その他の要因(不明及び調査中を含む。)が15.4%(29件)の順となっています。個別にみると、維持管理不十分、操作確認不十分という人的要因に続き、腐食疲労等劣化(物的要因)が高い数値となっています。(図2参照)

3 危険物施設における流出事故の発生状況等

ア 流出事故による被害の状況等

平成25年中に危険物施設において発生した376件(前年375件)の流出事故による被害は、死者0人(前年0人)、負傷者18人(前年24人)、損害額は4億3,949.5万円(前年3億8,125.5万円)となっています。前年に比べ、流出事故の発生件数は1件増加、死者は変わらず、負傷者は6人減少、損害額は5,824.0万円の増加となりました。(表1参照)

イ 流出した危険物

平成25年中に発生した危険物施設における流出事故で流出した危険物をみると、ほとんどが第4類の危険物であり、その事故件数は372件(98.9%)となっています。これを危険物の品名別でみると、第2石油類が164件(43.6%)で最も高く、次いで第3石油類が109件(29.0%)、第1石油類が76件(20.2%)の順となっています。

ウ 流出事故の発生原因

危険物施設における流出事故の発生原因の比率を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、物的要因が54.5%(205件)で最も高く、次いで人的要因が35.9%(135件)、その他の要因(不明及び調査中を含む。)が9.6%(36件)の順となっています。個別にみると、腐食疲労等劣化によるものが37.5%(141件)で最も高く、次いで操作確認不十分によるものが12.5%(47件)、破損によるものが8.2%(31件)の順となっています。(図3参照)

4 危険物事故防止対策の推進

上記の事故の状況等を踏まえ、厚生労働省、経済産業省と共に、「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議」を設置し、報告書を取りまとめました。また、この報告書で策定された「危険物等事故防止安全憲章」を遵守していくことを主眼におきつつ、引き続き地震・津波対策の推進を図る観点から、「平成26年度危険物事故防止アクションプラン」を策定しました。

詳しくは消防庁ホームページをご参照ください。 http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2605/260516_1houdou/01_houdoushiryou.pdf http://www.fdma.go.jp/concern/law/tuchi2605/pdf/260516_ki131.pdf

図2 危険物施設における火災事故発生原因

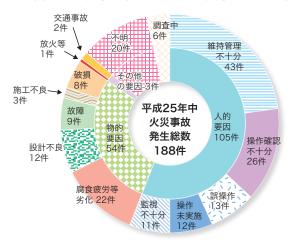
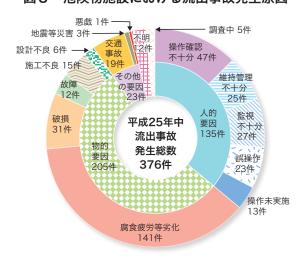


図3 危険物施設における流出事故発生原因



問合わせ先

消防庁危険物保安室 清水·黒木 TEL: 03-5253-7524



平成25年中の石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所において発生した事故の概要

特殊災害室

1 はじめに

石油コンビナート等災害防止法(昭和50年12月17日 法律第84号、以下「石災法」という。)では、大量の石 油や高圧ガスが取り扱われている区域を石油コンビナー ト等特別防災区域として指定し、さらに当該区域内で一 定量の石油や高圧ガスを取り扱う事業所は特定事業所と して防災施設・資機材や自衛防災組織の設置等の義務が 生じます。全国で、石油コンビナート等特別防災区域は 33道府県85地区、特定事業所は698となっています(平 成25年4月1日現在)。

消防庁では特定事業所で発生した事故統計について石 災法が施行された昭和51年から集計しており、このた び平成25年中の概要がまとまりました。なお、当該統 計は地震及びこれに伴う津波による事故(以下「地震事 故」という。)とそれ以外の事故(以下「一般事故」と いう。)に分けて集計しており、本稿では、地震や津波 の影響による事故を除いた一般事故を中心に分析を行っています。

平成25年中は総事故件数が229件となり依然として高い状況が続いています。(図1参照)。

2 概要

(1) 事故件数

平成25年中(平成25年1月1日~同年12月31日)の 特定事業所における事故の全体件数は229件で、その内 訳は一般事故228件、地震事故1件でした。総件数は前 年(248件)より19件減少しました(表1参照)。

一般事故を種別ごとにみると、火災82件(前年比17件減)、爆発5件(同1件減)、漏洩133件(同2件増)、 その他9件(同件3件減)となっています。

表1 種別ごとの事故発生状況

	種別	平成	成25年中の事	本故	平瓦	成24年中の事	事故
	(生 が)		一般事故	地震事故		一般事故	地震事故
	火災	82 (35.8%)	82 (36.0%)	- (-%)	99 (39.9%)	99 (39.9%)	- (-%)
	爆発	5 (2.2%)	5 (2.2%)	- (-%)	6 (2.4%)	6 (2.4%)	- (-%)
	漏洩	133 (58.1%)	132 (57.9%)	1 (100.0%)	131 (52.8%)	131 (52.8%)	- (-%)
その	破損	9 (3.9%)	9 (3.9%)	- (-%)	12 (4.8%)	12 (4.8%)	- (-%)
他	上記に該 当しない もの	_ (-%)	_ (-%)	_ (-%)	- (-%)	_ (-%)	_ (-%)
	合 計	229	228	1	248	248	_

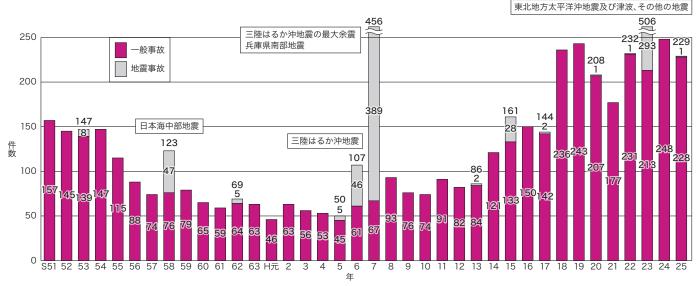


図1 事故発生件数の推移



(2) 種別ごとの一般事故発生状況

特定事業所は、石油や高圧ガス等を取り扱う量に応じて、第一種事業所、第二種事業所と区分しています。第一種事業所のうち、石油と高圧ガスの両方を取り扱う事業所をレイアウト事業所と呼んでいます。

種別ごとの一般事故の発生状況は、第一種事業所では 180件であり、そのうちレイアウト事業所は158件、レ イアウト事業所を除いた第一種事業所は22件、第二種 事業所では48件となっています(表2参照)。

表2 特定事業所種別ごとの事故発生状況(一般事故)

事業所種別	特定事業所数 (A)	事故件数 (B)	事故の総件数 に対する割合 (%)	一事業所あた りの事故発生 件数(B/A)
第一種事業所	378	180	78.9	0.48
レイアウト事業所	184	158	69.3	0.86
上記以外の事業所	194	22	9.6	0.11
第二種事業所	320	48	21.1	0.15
合 計	698	228	100.0	0.33

(3) 業態別の一般事故発生状況

業態別の事故発生状況は、化学工業関係が80件(35.1%)、石油・石炭製品製造業関係が76件(33.3%)、電気業関係が29件(12.7%)、鉄鋼業関係が19件(8.3%)などとなっています。

また、一事業所あたりの事故発生件数は、特定事業所 全体が0.33件であり、業態別では、石油・石炭製品製

表3 業態別の事故発生状況(一般事故)

		内	容		件数		業態別事故発生件数	
業態	火災	爆発	漏洩	その他	小計	割合 (%)	業態別 事業所数	一事業所 あたりの 事故発生件数
食料品製造業関係	1				1	0.4	14	0.07
製紙業関係							4	
化学工業関係	27	1	48	4	80	35.1	232	0.34
石油・石炭製品製造業関係	15	3	55	3	76	33.3	51	1.49
窯業・土石製品製造業関係	2		3		5	2.2	10	0.50
鉄鋼業関係	16		2	1	19	8.3	33	0.58
非鉄金属製造業関係	1		2		3	1.3	6	0.50
機械器具製造業関係	5		1		6	2.6	11	0.55
電気業関係	13	1	15		29	12.7	64	0.45
ガス事業関係	1		1		2	0.9	23	0.09
倉庫業関係	1		4	1	6	2.6	228	0.03
廃棄物処理業関係							8	
その他			1		1	0.4	14	0.07
合 計	82	5	132	9	228	100.0	698	0.33

造業関係が1.49件、鉄鋼業関係が0.58件などとなっています(表3参照)。

(4) 施設区分別の一般事故発生状況

施設区分別の事故発生状況は、危険物施設に係る事故が131件(57.5%)、高圧ガスと危険物が混在する施設(以下「高危混在施設」という。)に係る事故が16件(7.0%)、高圧ガス施設に係る事故が4件(1.8%)、その他の施設に係る事故が77件(33.8%)となっています(表4参照)。

表4 施設区分別の事故発生状況(一般事故)

施設事故	危険物 施 設	高 危 混在施設	高圧ガス 施 設	その他の 施 設	合 計
火災	31	5	_	46	82
爆発	2	1	_	2	5
漏洩	90	10	3	29	132
その他	8	_	1	_	9
合 計	131	16	4	77	228

(5) 主原因別の一般事故発生状況

事故の主原因の区分では、人的要因によるものが96件(42.1%)、物的要因によるものが126件(55.3%)などとなっています。

また、発生件数では、人的要因のうち維持管理不十分によるものが33件(14.5%)など、物的要因のうち腐食等劣化によるものが73件(32.0%)などとなっています(図2参照)。なお、地震等災害の2件の内訳は、

落雷1件、台風1件です。

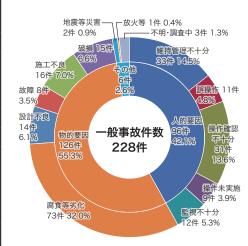


図2 主原因別の事故発生状況 (一般事故)



(6) 死傷者の発生状況 (総数)

229件の事故のうち、死傷者が発生した事故は11件(前年比10件減)、死傷者は16名となっており、このうち死者数は1名(前年比6名減)、負傷者数は15名(前年比66名減)発生しています(図3、図4参照)。

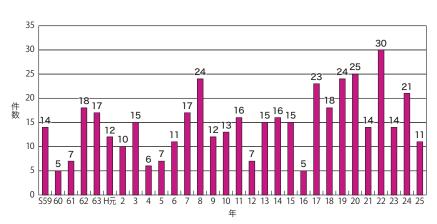


図3 死傷者発生事故件数の推移 (総数)

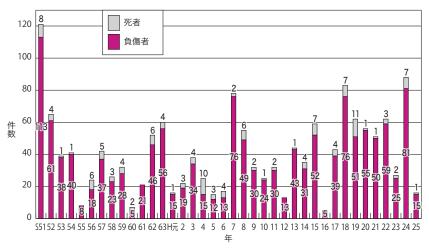


図4 死傷者数の推移(総数)

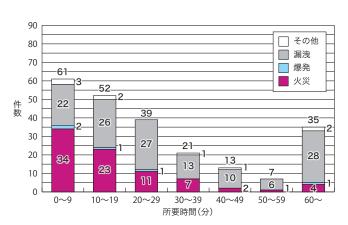


図5 事故発生時の通報状況(一般事故)

(7) 一般事故発生時の通報状況

消防機関等への通報に要した時間の状況は、事故の発見から通報までに30分以上を要した事故が76件(33.3%)となっています。(図5参照)。

3 おわりに

平成25年中の石油コンビナート等特別 防災区域内の特定事業所における一般事故 件数は昨年から20件減少しましたが、依 然として多い状況にあり、事故の要因をみ ると腐食等劣化が32%、維持管理不十分 が14.5%となっており、設備の維持管理 に係る要因が多い状況です。死傷者が発生 した事故については11件であり、前年の 21件から10件減少し、過去10年間で2番 目に少ない件数となっています。

また、事故発生時の通報状況は、事故の発見から30分以上が経過した後に通報が行われた事故の割合が33%を占めています。

このような事故の発生状況を踏まえ、特定事業所においては、施設、設備の維持管理及び腐食劣化対策を講ずるとともに、通報連絡体制の再確認等により応急対応体制を見直し、より一層防災体制の充実を図る必要があります。

消防庁では、引き続き、消防関係行政機 関、関係業界団体を通じて、特定事業所に おける事故防止体制の充実等に取り組んで まいります。

最後に、事故概要の全文は消防庁ホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

(http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h26/2605/260530_1houdou/02_houdoushiryou.pdf)

問合わせ先

消防庁特殊災害室 瀧下 TEL: 03-5253-7528



たばこ火災被害の低減 対策に関する 検討会報告書の概要

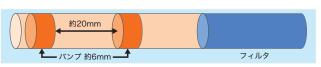
予防課

1 はじめに

日本における住宅火災による死者数は1,000人前後の高い水準で推移しており、発火源別に見ると、たばこが例年1位※となっていることから、消防庁では「たばこ火災被害の低減対策に関する検討会」(座長:室崎益輝ひょうご震災記念21世紀研究機構副理事長)を開催し、米国・カナダ・オーストラリア・EU等で義務化されている『RIPたばこ』の日本における導入の要否や、たばこ火災の出火原因の要素(発火源、経過、着火物)に着目した対策等について総合的に検討を行い、報告書を取りまとめました。

○ RIPたばこ(低延焼性たばこ)とは 火がついたまま放置された場合に、一定の割合で自己消火す るように改良されたたばこのこと。

巻紙に酸素供給を抑制し燃焼速度を抑える帯(バンプ)を数 か所組み込むことにより、自己消火性能をもたせている。



ここでは、平成26年6月6日に公表した検討会の報告書の概要を紹介します。なお、報告書の全文については、消防庁ホームページ (http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h25/tabakokasai_teigen/index.html) を参照してください。

※消防白書で住宅火災の集計を取り始めた平成5年以降

2 検討項目

検討項目については、次のとおりです。

- (1) RIPたばこの火災抑制効果及び規制の導入の要否 に関すること。
- (2) たばこに係る出火原因の他の要素(経過、着火物) に着目した対策に関すること。
- (3) その他たばこ火災被害の低減に係る諸課題に関すること。

3 検証実験

海外で導入されているRIPたばこが、日本の生活環境 下でも火災低減効果があるかどうかを検証するため、



RIPたばこ及び 非RIPたばこに 火をつけ、2種 類の敷布団(綿 100%・綿ポリ エステル混合) の上に放置し、

それぞれのたばこについて、火災につながる燻焼の発生 割合を比較する実験を実施しました。

たばこ実験の1パターンとして実施した今回の実験に おいては、燻焼発生割合を減らす効果は明確には認めら れませんでした。

4 必要な対策

本検討会で実施した燃焼実験や検討の結果を踏まえ、 今後も、引き続き日本の生活環境下で効果のある発火源 対策の検討等(①)を実施し、成果が出た時点で再度制 度的枠組を検討すること、また、発火源以外の「経過」 や「着火物」等についても、従来の万人に幅広く呼びか ける広報からターゲットを絞った集中的な広報等(②) を実施することが必要とされました。

①発火源対策の検討等

- ・「実験条件を変化させて『燻焼』 の差が見出されるか検討を行う
- ・RIPたばこ導入諸国や日本に おける、たばこ火災の件数や死 者数の統計を収集し、RIPたば この被害低減効果等について分 析を行う
- ・欧米諸国と日本の生活環境の 差異を踏まえた、火災被害低減 に繋がるたばこに関する研究・ 開発等を実施していく

②経過・着火物等に関する 集中的な広報等

- ・防炎加工された寝具類等 の普及を推進
- ・「寝たばこ」防止の普及 啓発を推進
- ・住宅用火災・CO警報器 の設置を推奨

5 消防庁の動き

消防庁は検討会からの提言を踏まえ、たばこ火災被害 の低減に向けた施策を講じていきます。

問合わせ先

消防庁予防課予防係 大槻 TEL: 03-5253-7523



消防団を巡る動き

地域防災室・総<mark>務</mark>課

1 はじめに

消防庁では、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」を受けて、消防団充実強化対策本部を設置し、消防団員の加入促進、処遇の改善、装備・教育訓練の充実・強化等について強力に取り組んでいるところです。

2 消防団員数の速報及び総務大臣感謝状の贈呈

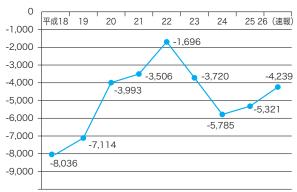
消防庁は、平成26年4月1日現在の消防団員数の速報値を取りまとめました。

昨年は12月に公表しましたが、昨年11月に各首長あてに消防団員確保のため、総務大臣から書簡を発出したこともあり、速報値として6月20日に公表しました。

消防団員数(平成26年4月1日現在速報)

		H26.4.1	H25.4.1	増減	
消	的団員数	864,633	868,872	▲4,239	
性別	男性	842,998	848,087	▲ 5,089	
生力リ	女性	21,635	20,785	850	
	地方公務員	61,458	61,111	347	
(参考)	郵政	5,686	5,401	285	
	学生	2,656	2,417	239	

消防団員数 前年比較



※東日本大震災の影響により、平成23年の岩手県、宮城県及び福島県の データについては、前年数値 (平成22年4月1日) により集計している。

都道府県別消防団員数(速報値)

邦 道府间夕		平成26年4月1日現在(速報値)	平成25年4月1日現在	増減
都	道府県名	消防団員数	消防団員数	実数
1	北海道	25,845	26,023	▲178
2	青森	19,465	19,527	▲ 62
3	岩手	22,411	22,523	▲ 112
4	宮城	20,310	20,720	▲ 410
5	秋田	17,491	17,544	▲ 53
6	山形	25,590	25,726	▲ 136
7	福島	34,466	34,443	23
8	茨城	23,829	23,955	▲126
9	栃木	14,987	14,948	39
10	群馬	11,856	11,852	4
11	埼玉	14,277	14,292	▲ 15
12	千葉	26,557	26,814	▲257
13	東京	23,505	23,904	▲399
14	神奈川	17,994	18,086	▲92
15	新潟	38,499	38,720	▲221
16	富山	9,537	9,565	▲28
17	石川	5,317	5,344	▲27
18	福井	5,720	5,661	59
19	山梨	15,125	15,203	▲ 78
20	長野	35,375	35,704	▲329
21	岐阜	20,647	20,901	▲254
22	静岡	20,562	20,826	▲264
23	愛知	23,430	23,504	▲ 74
24	三重	13,900	13,872	28
25	滋賀	9,172	9,212	▲ 40
26	京都	17,941	18,196	▲255
27	大阪	10,482	10,508	▲26
28	兵庫	43,655	43,873	▲218
29	奈良	8,517	8,601	▲84
30	和歌山	11,876	11,976	▲100
31	鳥取	5,133	5,125	8
32	島根	12,409	12,527	▲ 118
33	岡山	28,726	28,725	1
34	広島	22,275	22,313	▲38
35	山口	13,365	13,408	▲ 43
36	徳島	10,975	11,021	▲46
37	香川	7,661	7,654	7
38	愛媛	20,544	20,620	▲ 76
39	高知	8,214	8,201	13
40	福岡	25,009	25,202	▲193
41	佐賀	19,367	19,374	▲ 7
42	長崎	20,201	20,428	▲227
43	熊本	34,574	34,417	157
44	大分	15,670	15,557	113
45	宮崎	15,008	15,079	▲ 71
46	鹿児島	15,490	15,541	▲ 51
47	沖縄	1,674	1,657	17
	合計	864,633	868,872	▲ 4,239

※H25の数値は平成25年消防白書のもの

[※]消防団員数については、例年12月頃公表しているところであるが、昨年11月に消防 団への加入促進を働きかける総務大臣書簡を発出したことなどを踏まえて総務大 臣感謝状を贈呈することとしたため、今回速報値を把握したものである。

団員数は、864,633人となっており、昨年に比べ4,239 人の減となっています。

一昨年が5,321人減であったので、減少幅は縮小して いるものの、依然として減少傾向が続いております。

一方で、女性や地方公務員、日本郵政グループ、大学 生等の新たな担い手が増加しています。

速報値の結果を基に、厳しい状況の中で団員数が相当 数増加した17団体及び地方公務員、郵政関係の団員の 増加が多いそれぞれ1団体の合計19消防団に対して、 要請等に呼応した各消防団の取組への感謝の意を表する ため、6月24日に総務大臣から感謝状を贈呈しました。

本年度は、昨年成立した「消防団を中核とした地域防 災力の充実強化に関する法律」の実質的なスタートの年 であるため、各地域においても、感謝状を贈呈した消防 団の取組等を参考にしながら、消防団の充実強化のため の更なる取組を行っていただきたいと考えております。

◇感謝状贈呈団体(19団体)

- 1 消防団員が相当数増加した消防団(17団体)
 - ○大郷町消防団 (宮城県)
 - ○北秋田市消防団(秋田県)
 - ○桑折町消防団 (福島県)
 - ○金山町消防団 (福島県)
 - ○荻窪消防団 (東京都)
 - ○大野市消防団 (福井県)

 - ○山梨市消防団 (山梨県)
 - ○甲斐市消防団 (山梨県)
 - ○高島市消防団 (滋賀県)
 - ○高梁市消防団 (岡山県)
 - ○大洲市消防団 (愛媛県)
 - ○長崎市消防団 (長崎県)
 - ○熊本市消防団 (熊本県)
 - ○人吉市消防団 (熊本県)
 - ○宇城市消防団 (熊本県)
 - ○中津市消防団 (大分県)
 - ○綾町消防団 (宮崎県)
- 2 地方公務員の入団が特に多かった消防団(1団体)
 - ○佐賀市消防団 (佐賀県)
- 3 日本郵政グループ社員の入団が特に多かった 消防団(1団体)
 - ○佐倉市消防団 (千葉県)







3 公務員の消防団員との兼職に関する特例について

消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律(平成25年法律第110号。以下「消防団等充実強化法」という。)が昨年12月に議員立法により成立しました。同法第10条では、公務員の消防団への加入促進を図る観点から、公務員の消防団員との兼職及び職務専念義務の免除に係る規定が設けられました。本規定については、消防団等充実強化法の公布の日から起算して6月を経過した日から施行することとされ、平成26年6月13日に施行されたところです。

本規定の施行に当たり、国家公務員については、消防団員との兼職を認められた場合等における職務専念義務の免除について規定する、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令(平成26年政令第206号。以下「政令」という。)が制定されました。また、国家公務員の消防団員との兼職及び職務専念義務の免除に関する手続について規定する、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則(平成26年内閣官房令・総務省令第1号。以下「規則」という。)が制定され、これらは、消防団等充実強化法第10条の規定と併せて6月13日に施行されました。

国家公務員の消防団員との兼職及び職務専念義務の 免除

1 兼職に関する事項

(1)消防団等充実強化法第10条第1項において、一般職の国家公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならないとされています。職務の遂行に著しい支障がある場合とは、例えば、通常の勤務時間外において、国民の生命又は財産を保護するための非常勤務に従事する義務が課されている危機管理用宿舎又は防災担当職員用宿舎に入居している職員など、一定の状況が生じた場合、通常の勤務時間外においても、一定の時間内に勤務場所等に到着して一定の業務に従事する義務が課されている職員が消防団活動を行うことにより当該義務を履行できなる場合を指しており、この場合を除き、兼職を認めるこ

ととしています。

- (2) 消防団員としての活動時間を記入する必要がない 簡素な様式を用いて請求することとしています。
- (3) 非常勤職員又は臨時的職員が兼職する場合は、従来どおり、必要とされる手続はありません。

2 職務専念義務の免除に関する事項

- (1)消防団等充実強化法第10条第3項において、職務 専念義務の免除に関し、柔軟かつ弾力的な取扱いがなさ れるよう必要な措置を講ずるものとされ、政令第2項に おいて、職務専念義務の免除の承認の請求があった場合、 公務の運営に支障がある場合を除き、承認しなければな らないとされています。公務の運営に支障がある場合と は、職務専念義務の免除の承認を請求した職員に求めら れる職務の遂行に支障がある場合ではなく、当該職員が 所属する組織の運営に支障がある場合を指しており、こ の場合を除き、職務専念義務の免除を承認することとし ています。
- (2)職務専念義務の免除の承認を請求する場合は、現 実に勤務時間を割く際に、規則に定める簡素な様式に、 目安となる活動予定時間等を記入して請求することとし ています。

地方公務員の消防団員との兼職及び職務専念義務の 免除

地方公務員についても、国家公務員と同様、報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合、消防職員や非常参集要員である場合など、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならないとされています。また、消防団等充実強化法の趣旨や国の動向を踏まえ、職員がより消防団へ加入しやすい環境をつくるため、兼職及び職務専念義務の免除に関して適切な対応が求められています。

消防庁においては、政省令の整備に加え、6月27日には、各府省事務次官あて「国家公務員の消防団への加入のお願いについて」を発出し、国家公務員の消防団への加入促進を図っているところです。また、職務専念義務を免除した勤務時間について、給与は減額されない取扱いとするなど、兼職する国家公務員が不利に扱われることがないよう、様々な措置を講じています。

国家公務員だけでなく、地方公務員についても、昨年 11月及び本年4月に発出された総務大臣書簡を踏まえ、 公務員の消防団への加入促進、ひいては、地域防災力の 向上を一層推進していくことが望まれています。

消防庁では、消防団等充実強化法第10条の規定が適切に運用されるよう、公務員の消防団員との兼職の状況及び職務専念義務の免除の承認の状況等について、定期的にフォローアップを行い、消防団への加入を促進していきます。

消 防 地 第 6 1 号 平成26年6月27日

各府省事務次官 殿

消防庁長官(公印省略)

国家公務員の消防団への加入のお願いについて

昨年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が成立し、国家公務員の消防団員との兼職に関する特例が規定され、去る6月13日に施行されたところです。この特例においては、国家公務員から報酬を得て非常勤の消防団員と兼職することを認めるよう求められた場合、職務の遂行に著しい支障があるときを除き、これを認めなければならないとされたことに加え、職務専念義務の免除の承認の請求があった場合は、公務の運営に支障がある場合を除き、これを承認しなければならないとされ、いずれも簡素な様式により請求することとされたところであり、国家公務員の消防団への加入を容易にする環境整備がなされたところです。

総務省消防庁としても、消防行政の充実に更に取り組んでまいりたいと考えておりますので、貴職におかれましても地域防災の充実強化のため、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」等における国家公務員の消防団員との兼職に関する特例の趣旨を十分に御理解いただくとともに、貴府省の職員の消防団への加入について促進をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。



4 日本消防協会定時評議員会における 消防庁長官挨拶

平成26年6月11日に開催されました日本消防協会定 時評議員会において、大石利雄消防庁長官から以下のと おり挨拶がありました。



日本消防協会定時評議員会挨拶

消防庁長官 大石利雄

日本消防協会評議員会の開催に当たり、御挨拶申し上げます。

日本消防協会の皆様方には、日頃から地域の安心と安全を守るため、御尽力頂いておりますこと、また、消防行政の推進に、御理解、御協力を頂いておりますことに深く感謝いたします。

今日、首都直下地震、南海トラフ地震などの大規模地震の発生が危惧されています。昨年は、夏に記録的豪雨が各地で発生し、10月には伊豆大島を台風26号が襲い多くの方が犠牲になりました。また、この冬は大雪により大きな被害がもたらされ、春からは各地で林野火災が起きています。それぞれの災害現場で、消防団員の方々が大きな活躍をしています。国民の消防団に対する期待はますます大きくなっております。

昨年は、消防団120年、自治体消防65周年の記念の年でした。11月には、天皇、皇后両陛下の御臨席の下、盛大に記念式典が挙行されました。これを節目として、消防は新たな歩みをスタートさせました。

その後臨時国会で12月に「消防団を中核とした地域 防災力の充実強化に関する法律」が全会一致で成立しま した。この法律の成立は東日本大震災を経験した消防関 係者の強い思いが結集された結果であり、特に日本消防協会の皆様の並々ならぬ熱意が実ったものです。この法律により、国、都道府県、市町村は、消防団の充実を図るために、必要な措置を講じる義務を負うことになりました。

消防庁では早速、12月に「消防団充実強化対策本部」を設置し、消防団の充実強化に取り組んでいます。

(消防団員の確保)

まず、消防団員の確保については、これまで機能別消防団員制度の創設や消防団協力事業所表示制度の導入など様々な施策を講じてきましたが、減少に歯止めがかかりません。

昨年11月には、総務大臣から各地方公共団体の首長 あてに親展で書簡を発出し、消防団員の確保、特に地方 公務員の加入促進をお願いしました。また、今年から消 防団員数が相当数増加している等一定要件を満たした消 防団に総務大臣の感謝状を授与することとし、2月に 22消防団が贈呈を受けました。引き続き消防団員の加 入促進を喫緊の課題として取り組んでいただきたいと存 じます。

(団員の処遇改善)

次に消防団員の処遇については、退職報償金を政令改正により、一律5万円引き上げました。これは大きな処遇改善ですが、消防団員に対する報酬と出動手当は、多くの市町村において交付税措置額を大きく下回っていますので、昨年来、交付税措置を踏まえた予算になるように引上げをお願いしています。報酬を払っていない団体が昨年4月の時点27ありましたが、26年度中には殆ど解消される見込みです。今後、報酬と出動手当の一層の改善を働きかけてまいります。

(消防団の装備と訓練の充実)

消防団の装備については、「装備の基準」を抜本的に 改正し、トランシーバー、ライフジャケット等の装備の 充実を図りました。これに対応して、装備に係る交付税 措置を標準団体(人口10万人)で、1,000万円から1,600 万円に大幅に拡充しました。

また団員の訓練についても、「訓練の基準」を改正し、 今年度から現場指揮に当たる団員の消防学校における訓 練時間を倍増することとしました。 こうした措置を踏まえて、今年度になって4月に改めて、総務大臣から市町村長、知事に対して、親展で消防団の充実について要請を行っています。今後、26年度当初予算で報酬・手当の引上げ措置がされていない団体、装備予算の充実が図られていない団体には補正予算での対応を要請してまいります。

今年は「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の実質スタートの年です。消防庁では2月に消防審議会に、この法律を踏まえた施策の展開について諮問し、今月末には提言を頂く予定です。それを今後の消防団充実強化施策に着実に反映させていきます。

また、8月29日には、日本消防協会が中心となり、「消防団を中核とした地域防災力充実強化大会」が開催されます。各界各層の方々の御参加の下に、国民運動として消防団の活動を応援しようという大会です。消防庁は、これを全面的に支援してまいります。

消防庁は、今年を「消防団の飛躍の年」とするため、これまでに増して消防団充実強化施策に積極的に取り組んでまいります。皆様の御支援、御協力を宜しくお願いいたします。終わりに日本消防協会のますますの御発展と皆様の御健勝を祈念して御挨拶とします。

問合わせ先

②に関する問合わせ 消防庁地域防災室 山下 TEL: 03-5253-7561

③に関する問合わせ 消防庁地域防災室 馬内 TEL: 03-5253-7561

④に関する問合わせ 消防庁総務課 落合・福島 TEL: 03-5253-7521



「平成26年度危険物安全週間」推進行事の実施結果

危険<mark>物保</mark>安室

消防庁では、危険物を取り扱う事業所における自主保 安体制の確立を図るため、毎年6月の第2週(平成26 年度は6月8日(日)から6月14日(土)までの7日間) を「危険物安全週間」として、危険物保安に対する意識 の高揚及び啓発を推進する様々な行事を開催しました。

◇危険物安全大会

6月9日(月)に開催した「危険物安全大会」では、 危険物保安功労者等消防庁長官表彰式及び記念講演が行 われ、開会にあたり大石利雄消防庁長官が式辞を述べま した。

●消防庁長官式辞

平成26年度危険物安全大会表彰等を挙行するに当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

この表彰式は、危険物の保安体制の拡充と危険物の保 安に関する国民意識の向上を目的に危険物安全週間の行 事の一環として行うものです。

危険物を取り扱う施設の安全を確保することは、我が 国の経済活動や国民生活にとって極めて重要なことで す。

本日、表彰を受けられる皆様は、危険物の事故を防止するため、日々細心の注意により安全確保に努められ、また、地域社会の安心・安全のために御尽力されている方々です。その御功績に対し、深く感謝と敬意を表する次第です。

近年、危険物施設において深刻な爆発火災事故が複数 発生しています。本年1月には三重県四日市市において 化学工場の爆発事故が発生し、多くの方が犠牲になりま した。

こうした事故の背景として、団塊世代の退職や設備の 自動化などにより、職場の危険予知能力が低下している ことや、危険物の性質や装置についての理解不足といっ たノウファイの不徹底により、緊急時の対応能力が低下 していることが指摘されています。

こうした中、本年2月に内閣官房の主導の下、消防庁、

厚生労働省及び経済産業省の局長級の連絡会議を設置 し、重大事故防止のため取り組むべき対策について、5 月に報告書を取りまとめ、関係者に周知、徹底を図った ところです。この中で

- ・経営トップ自らが安全・事故防止に対する強い意識を 持ち、安全最優先の方針を積極的に発信し、具体的な 行動を示すこと、
- ・マニュアルの背景にあるノウファイを理解させるため 人材育成と技術伝承を行うことなどの重要性を説いて います。

これと併せて、消防庁では業界団体などと協力して、 事故防止や安全意識の高揚を図るため「危険物等事故防 止安全憲章」を策定し、過去に起きた事故の教訓や、先 進的な安全対策などの情報共有を推進しています。

皆様の自主的な事故防止の取り組みが保安体制の充実 には不可欠です。

本日受賞されます方々には、今後とも地域社会の安心・ 安全のため、より一層の御貢献を頂きますよう心からお 願い申し上げますとともに、皆様の御健勝と御発展を祈 念して式辞とします。



危険物安全大会における大石利雄消防庁長官式辞



●消防庁長官表彰

1 危険物保安功労者(個人)

35名

2 危険物保安功労者(団体)

4 団体

3 優良危険物関係事業所

43事業所

- 4 危険物安全週間推進標語 「危険物 読みはまっすぐ ゼロ災害」 内海照義 氏
- 5 危険物事故防止対策論文(2作品)
 - ①『「現場の声」から見た最近のコンビナート事業所の特徴とこれからの事故防止に求められること』 山口県総務部防災危機管理課産業保安班 勢登俊明 氏
 - ②『現場保安力強化のためのプラントアラームシステム再構築 -気づきを高める仕組みづくりー』 日本エイアンドエル(株)愛媛工場製造部 星川道夫 氏 アズビル(株)アドバンスオートメーションカンパニーマーケティング部制御管理1グループ

●記念講演

山口裕幸 氏

髙井努 氏

(九州大学大学院人間環境学研究院心理学講座教授) 「チームによる安全管理を考える

-社会心理学的アプローチー」

◇危険物施設安全推進講演会

6月10日(火)(東京会場)及び12日(木)(大阪会場) に開催された「危険物施設安全推進講演会」では、危険 物関係事業所の従業員や消防関係者を対象として、基調 講演及び事故事例発表が行われました。

●基調講演

長谷川和俊 氏 (名古屋大学大学院工学研究科特任教授) 「危険物のリスク管理-現状と今後-」

●事故事例発表

1 亀井輝雄 氏

(株式会社 日本触媒 レスポンシブル・ケア室長) 「アクリル酸製造施設事故 再発防止の取組みについて」

2 山口茂夫氏

(出光興産 株式会社 ベトナム事業室)

「浮き屋根式屋外貯蔵タンクの浮き屋根沈下事象発 生後の安全処置について」

このほか、各都道府県及び全国の消防本部においても 講演会、研修会、広報・啓発活動、立入検査、消防訓練、 表彰式等の様々な行事が行われました。



危険物保安功労者等の表彰



山口裕幸 氏による記念講演

問合わせ先

消防庁危険物保安室 企画係 佐藤・水野 TEL: 03-5253-7524



平成26年度消防研究センターの一般公開

消防研<mark>究セ</mark>ンター

発明の日(4月18日)を含む科学技術週間に合わせて、4月18日(金)に一般公開を実施しました。今年度も、隣接する消防大学校、日本消防検定協会及び一般財団法人消防科学総合センターと共同で開催し、いわゆる三鷹キャンパスをあげての一般公開となりました。

今年度の一般公開では、日頃行っている研究開発の紹介や毎日の防火安全につながる体験コーナーなど全23項目にわたる展示を行い、うち9項目については実演を行い、昨年度よりも約10%増の550人の来訪者を迎えることができました。来訪者の内訳は、消防防災関連企業の会社員(27%)や消防職員(14%)などの消防関係が多く来場しましたが、消防防災関連企業を除く一般の会社員(40%)や学生など幅広くご参加いただきました。

消防研究センターでは、平成23年3月11日の東日本大震災の課題を踏まえた研究開発に取り組んでいます。

それらのうち、太陽電池モジュール関連火災における消防活動時の危険性についての紹介(写真1)や、ガレキや海水で立ち入りが困難な津波被害現場での消火・人命救助用消防車両(小型水陸両用車)(写真2)について、実物の展示や実演を行いました。

大規模火災においては、火災旋風と呼ばれる猛烈な風を持つ竜巻状の空気の渦が発生して大きな被害をもたらすことがあることから、火炎風下に発生する火災旋風を可視化する実演(写真3)を行いました。さらに、液体燃料の火災危険性を調べるため、軽油を燃料として用いて、直径1mの容器で燃焼実験(写真4)を行いました。

消防研究センターは、今後も国民の安全を守る身近な研究機関として、また、消防防災を専門に研究する唯一の国立研究機関として、より一層、消防防災科学技術の向上に努めてまいります。

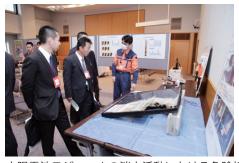


写真1 太陽電池モジュールの消火活動における危険性の紹介



写真 2 津波被害現場用の消防車両等の実演



写真3 火災旋風の可視化実演



写真4 軽油の燃焼性状実験

問合わせ先

消防庁消防研究センター 研究企画室 TEL: 0422-44-8331 (代表)

緊急消防援助隊情報

消防庁へリコプター5号機 高知県消防防災航空隊にて運航開始

広域応援室

1. 経緯

消防庁は、消防防災へリコプターの広域航空消防応援体制強化を図るため、消防組織法第50条の無償使用制度により、高知県に5機目の消防庁へリコプターを配備し、平成26年4月に高知県消防防災航空隊にて運航を開始しました。

消防庁へリコプターは、地震等の大規模災害発生時において迅速かつ広域的な情報収集活動を実施し、緊急消防援助隊派遣の判断等をより的確に行うため、消防組織法第50条の規定による無償使用制度を活用し、整備を進めており、これまでに1号機を東京消防庁、2号機を京都市消防局、3号機を埼玉県防災航空隊、4号機を宮城県防災航空隊に配備してきたところです。

今回、運航を開始した5号機は、南海トラフ地震発生の切迫性にかんがみ、中四国地方における早期情報収集体制の確立及び緊急消防援助隊の迅速な応援活動の実施を目的とするものです。



2. 装備等

消防庁へリコプター5号機は、気象レーダー、衛星航法装置、衝突防止装置などを装備するほか、デジタル集合計器の搭載により、パイロットのワークロードが大幅に軽減されていることが特徴です。

また、高出力エンジンであることに加え、自動操縦装置(4軸制御)を装備し、より安定したホバリングを可

能とすることも特徴で、高高度で発生した山岳救助にも 適した機体とされています。このほかイリジウム衛星電 話やヘリコプター動態管理システムも搭載しており、通 信機能の強化が図られています。

さらに、飛行中に取得した映像情報をヘリコプターから直接、人工衛星に伝送するヘリサットを搭載しており、 大規模災害初期の被災状況把握などの情報収集に関して、従来のヘリコプターテレビ電送システムに比べ、被 害状況を地上の受信設備に頼らずに映像伝送することが 可能となり、初動対応の向上が期待できます。



3. 諸言・性能等

機体番号	JA05FD		
型式	アグスタ式 AW	1 3 9	
	全 長	16.66 m	
	全幅	4.22 m	
諸元性能	機体全高	4.98 m	
	最大全備重量	6,800 kg	
	最大速度	306 km/h	

4. 運航

高知県消防防災航空隊は、消防庁へリコプター5号機「おとめ」が、平成26年4月1日から新たに運航を開始し、県内2機体制となりました。次ページでは、高知県消防防災航空隊から、新機体による運航体制についてのレポートを紹介します。



高知県消防防災航空隊は操縦・整備を県職員が行う「自主運航方式」により平成8年4月にシコルスキーS76型機の運航を開始しました。それから17年目となる昨年8月に消防組織法第50条の無償使用制度により、消防庁へリコプター5号機が配備され2機体制となりました。

4月から、シコルスキーS76型機「りょうま」が耐空検査のため運航を休止し、4月1日から消防庁へリコプター5号機アグスタウエストランド式139型JA05FDを「おとめ」と命名して運航を開始しました。



消防庁へリコプター5号機にはヘリコプター動態管理システムや撮影した映像を人工衛星経由で伝送するヘリサット等の新しいシステムが装備されています。このため従来からの救助・消火訓練等に加えてこれらの装備を活用できるように訓練を行っています。

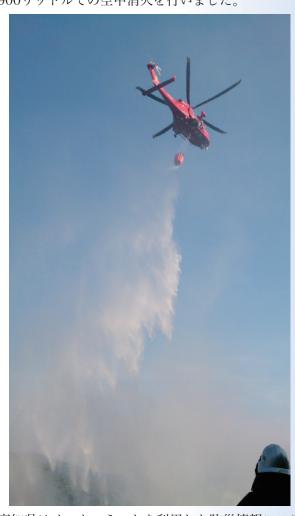
高知県は山間部を飛行することが多いため無線の不感 地帯が多く訓練飛行や出動中にヘリコプターの状況が把 握できない事が従来から課題でしたが、装備されている ヘリコプター動態管理システムにより航空隊事務所等で 飛行状況の把握と連絡が可能となり運航体制が充実しま した。



また、航空機衝突防止装置や機体に数多く取り付けられたカメラの映像を選択して確認しながら飛行できることは色々な状況で安全性が高くなっています。

さらにシコルスキーS76型よりも一回り大きい機体にはほぼ2倍の出力を持つエンジンが搭載されており、

2時間以上の燃料とヘリサットを装備して従来通りの救助訓練飛行が可能です。今後、運航を重ねて不都合な事がなければヘリサットを常時装備して活動を行うことを予定しており、現在までヘリサットは一度も取り外すことなく訓練と出動を行っています。3件出動した林野火災ではヘリサット装備のまま消火バケツを使用して取水量900リットルでの空中消火を行いました。



高知県はインターネットを利用した防災情報システムを構築しており「おとめ」がヘリサットで伝送した映像は県内の市町村や消防機関で各職員のパソコンでリアルタイムに閲覧することが可能です。

これからは緊急消防援助隊としての出動や広域航空消防応援活動が迅速に行えるように他県への出動訓練も重ねていきたいと考えております。

高知県消防防災航空隊 隊長 山崎静夫

問合わせ先

消防庁国民保護·防災部防災課 広域応援室 小泉·原 TEL: 03-5253-7527

先進事例 紹介

消防団にIP無線機を配備

大分県 中津市消防本部

1 管内の概要

中津市は、大分県の西北端に位置し、東は宇佐市、南西は玖珠郡、日田市、北西は福岡県に接し、北東は周防灘に面しています。北九州市へは52kmの距離にあり、古くから交通の要衝として繁栄してきたまちです。主要な交通機関としては、市内を東西に走っているJR日豊本線があり、中津駅、東中津駅、今津駅が存在しています。道路は、国道10号、213号、496号、500号及び県道中津高田線が東西方向の骨格として、市域を横断しています。また、国道212号が南北方向の骨格を形成しています。さらに、平成26年度末の開通をめざし、市を東西に走る東九州自動車道と南北に走る中津日田高規格道路の建設が進められています。

中津市は、平成17年3月に中津市と下毛郡3町1村が合併し、面積は491.17km、人口は85,500人(平成26年6月15日現在)で、市域の約80%を山林原野が占め、山国川下流の平野部にまとまった農地が開け、中津地域

を中核としています。北部は狭く南部は西方に大きく張り出した形状を示し、西側に英彦山がそびえ、地域を貫流する山国川の分水嶺となっています。

現在、平成26年の大河ドラマで中津城の初代城主である黒田官兵衛孝高を主人公とする「軍師官兵衛」が放映されており観光客も急増しております。また、中津市は福沢諭吉が幼少期を過ごしたまちでもあり、現在もその住まいであった旧邸が残されています。さらに、最近では「からあげの聖地」として、中津市の名が広まりつつあります。また、旧下毛地域は、耶馬日田英彦山国定公園の中にあり自然に恵まれ、特に秋の紅葉シーズンには、深耶馬溪地区の一目八景をはじめ、本耶馬渓地区の青の同門・競秀峰など、紅葉の名所を中心に、市域の山々が色鮮やかに着飾ります。他方、工業面では、平成16にダイハツ車体株式会社(平成18年にダイハツ九州株式会社に商号変更)が本社を中津市に移転し生産を開始しました。現在では年間約43万台の生産を誇り、関連企業の進出も相次いでいます。

中津市消防本部は、昭和27年4月に職員18人の消防本部として発足し、現在では1本部1署1分署、定数120人で消防・救急・救助業務を行っており、平成26年度末開通予定の東九州自動車道の開通に合わせて高速道路での事故などの対応や旧市内東部地域などの消防救急体制の充実を図るため、新たに東部出張所を建設中です。

中津市消防団は、平成17年3月の1市3町1村の合 併により方面団制を導入し、現在は5方面団、73分団、



出初式

1,326人(定数1,481人)で地域の安全・安心を確保するため、地域の防災の要として活動しています。また、平成26年4月1日から機能別消防団員制度を導入し、現員1,326人の内128人が機能別消防団員として活動しています。

2 IP無線機導入の経緯

3.11東日本大震災では、不幸にも多くの消防団員が 津波の被害に遭って殉職しました。あらためてご冥福を お祈りいたします。このことを受け、平成24年8月、 消防庁国民保護・防災部防災課が、東日本大震災を踏ま えた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関す る検討会の報告書で、「国、都道府県及び市町村は、津 波警報等の情報を確実に消防団員に伝達するための情報 伝達体制の整備・確立を行う必要がある。その際、情報 伝達手段の多重化・双方向化を図る必要がある。」と提 言をしました。

中津市では、平成24年7月の九州北部豪雨で2度に 亘って山国川が氾濫し、これまで経験したことのない大きな被害を受けました。この時、消防団員は、混乱する 現場において警戒や住民の避難誘導、災害現場での活動 にあたりましたが、消防団員と各支所あるいは消防本部 との通信手段が十分でなく、消防団員個人の携帯電話に 頼らざるを得ないという状況でした。そのため、現場の 状況把握などに時間がかかり、消防団員との通信手段の 確保の必要性を痛感したところです。そうした中、総務 省は、平成26年2月7日付けで「消防団の装備の基準」 の見直しを行い、消防団に「双方向の情報伝達が可能な 情報通信機器の充実」ということが盛り込まれました。 中津市消防本部では、九州北部豪雨の経験を踏まえ、国 の見直し以前から双方向の通信が可能な無線機の導入を 検討してきました。

3 IP無線選定の理由

今回導入したIP無線機は、ドコモの携帯電話のパケット通信帯域を利用して通話ができるため、ドコモのエリアであれば全国どこでも通じることや、車載用にはGPS機能を備えており、現場で活動する団員の位置確認ができ、本部からの指揮が取りやすいなどのメリットがあります。その上なんと言っても、独自の設備を整備



I P無線機を使う隝田義明団長

するには膨大な事業費や年間の維持費が掛かりますが、 その必要がありません。さらに、免許取得の必要がなく、 この I P無線機は、端末機を購入するだけで利用でき、 維持費についても、1 回線当たりの通信料のみで、年間 の保守料が掛からないというのが、最大の理由です。

4 終わりに

消防団員は、本業を持ちながらも「自らの地域は自ら守る」という郷土愛の精神に基づき、地域住民の安全・安心の確保のため、昼夜を問わず果敢に活動しています。地域住民の生命・財産を守るためには、消防団員自らの安全を確保しなければなりません。今回の中津市消防団へのIP無線機の配備により、消防団員の現場活動における安全が確保されることを期待しています。



車載用IP無線機を使う団員



津軽地域4消防本部の広域化

「安全・安心の確保」と「きめ細かな消防行政」を目指して

青森県 弘前地区消防事務組合消防本部

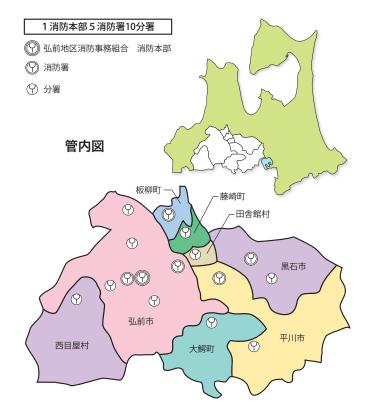
1 管内の概要

弘前地区消防事務組合は弘前市、黒石市、平川市、藤 崎町、板柳町、大鰐町、田舎館村、西目屋村の3市3町 2村で構成されております。

管内人口約30万人、管内面積約1,597k㎡に1本部、5 消防署、10分署を配置し、車両台数82台、職員454人(平成26年4月1日現在)で災害に対応しております。

地勢は、青森県の南西部、広大な津軽平野の南部に位置しており、東に奥羽山脈の「八甲田連峰」、西に青森県最高峰で日本百名山に選定されている津軽富士とも呼ばれる「岩木山」、南には広大なブナ原生林を抱く世界自然遺産の「白神山地」と三方を山々に囲まれ、平野部においては、県内最大流域面積の「岩木川」が流れております。

観光面では、日本一を誇る弘前公園の「さくらまつり」 はゴールデンウィークと開花が重なることから、毎年 200万人を超える多くの観光客で賑わっています。





弘前さくらまつりと岩木山

2 広域化に至る経緯

平成18年6月の消防組織法の一部改正に基づき、青森県では、平成19年8月に「青森県消防広域化推進計画検討委員会」を設置し、消防の広域化が県内の消防力を高めるために有効な手段の一つであるとして、県内14消防本部を6つの消防本部に編成する「青森県消防広域化推進計画」を平成20年3月に策定しました。

津軽地域の枠組みとしては、弘前地区消防事務組合を中心に、黒石地区消防事務組合(黒石市、田舎館村)、平川市消防本部及び板柳町消防本部の4消防本部を統合する計画となりました。県の主導のもと、構成する8市町村及び4消防本部の担当課長会議を重ね、消防広域化の手法、想定される効果や課題など、事務レベルで協議しながら広域化の実現に向けて検討を進めてまいりました。

平成22年7月には津軽地域の8市町村長による「円卓会議」において消防の広域化を進めていくことで基本合意がなされ、翌月に津軽地域消防広域推進協議会(以下「協議会」という。)が発足しました。

平成23年4月には、各消防本部及び弘前市役所から派遣していただき専任職員6人による協議会事務局を設置し、本格的な事務事業の調整を開始しました。

その後、紆余曲折がありましたが、34項目の大綱と細部協議項目123項目の調整・協議を経て、平成25年7月1日に「新たな弘前地区消防事務組合」が発足しました。

3 広域化の効果

広域化の効果としては、初動体制や応援体制における 迅速な部隊の投入が可能となり近隣地域の消防力が強化 されました。

平成26年6月、平川市内の自動車整備工場約1,500㎡を全焼し、整備中の車両等およそ40台のほか隣家にも被害を及ぼした火災では、第1出動車両5台のほか、増援部隊として6台を出動させ、延焼拡大を防止することができました。また、この火災が鎮火する前に同市内の別の場所で一般住宅火災が発生したが、更なる部隊を投入して迅速に対応できたことも広域化による効果であると実感しております。

今後は、統合前の各消防本部庁舎で行っている指令業務を平成27年度に一元化することにより、効果的な部隊運用を行うことが可能となり、更なる消防体制の強化が期待できます。

また、統合による余剰人員を活用して、予防や火災調査などの専門分野への配置が可能になったほか、消防本部に新たに職員の研修・厚生と人事部門を担当する人材育成課を新設(消防本部5課制)し、人材育成を強力に推進しているところです。これから多数の定年退職を控えておりますが、人材(財)が育つ環境づくりに努め、住民サービスの低下を招かないよう計画的に現場力とチーム力を高める「人づくり・組織づくり」に取り組んでおります。

財政面の効果では、平成26・27年度の2か年で消防 救急デジタル無線及び高機能消防指令センターの総合整 備事業を進めており、広域化前の単独整備に比べ大幅な 経費削減が見込まれています。

また、広域化に伴い機能強化を図る消防車両の整備に 関しては、「緊急防災・減災事業債」を積極的に活用し、 指揮隊車・水槽付消防ポンプ自動車・救助工作車の車両 及び高度な装備・資機材の整備を進めています。

4 今後の課題

指令センターが一元化することにより余剰人員が見込まれることや初動体制、応援体制、職員配置など様々な分野で検証し見直しが必要となることから、広域化前の協議会で「経費の負担方法は統合後5年を目途に見直しをする。」と決定しております。

今後、統合効果のある新たな負担方法など検討していかなければなりませんが、関係市町村の理解と協力を得ながら諸課題の解決に取り組んでまいりたいと考えております。

5 おわりに

統合に伴い当組合のマスコットキャラクター「消防犬火けしくん」がデビューし、子どもたちを始め、住民の防火意識の向上に日々がんばっております。今後も、私たち職員と火けしくんが一丸となって、津軽地域住民の安全安心の確保ときめ細かな消防行政に積極的に取り組んでまいります。



新弘前地区消防事務組合発足式



マスコットキャラクター「消防犬 火けしくん」お披露目式

高校美術部員制作による「防災壁面画」の 設置

八幡浜地区施設事務組合消防本部

三原市消防本部

当消防署第二分署では、庁舎西側壁面に2~3年毎に 防災壁面画を職員が制作、設置していました。庁舎の西 側には国道197号があり、通行者や車両等も多く通行し、



美術部員に感謝状の贈呈

防災に対する啓発効果が期 待できる場所であり、今回、 より多くの方に興味を持つ て見ていただくため、若い 世代の感覚、視点でイメー ジした方がより効果的であ ると考え、地元川之石高校 美術部に依頼し、美術部員 が制作にあたり、構想から 約2か月で完成し、5月1 日に設置しました。





美術部員と記念撮影

6月10日、世羅生コン販売株式会社において、自主保 安体制の確立を目的として屋外タンク貯蔵所からの危険 物流出訓練を実施しました。訓練終了後に当事業所が保 有する地下貯蔵タンクの漏えい検査管の点検要領を指導 するとともに、実際に消防職員が漏えい検査管の点検を実 施している映像を収めたオリジナルDVDを配布し、さらな る保安の確保の向上をお願いしました。

危険物漏えい合同訓練を実施しました!



消防漁信





ぼうろう

災害対策用自家用給油取扱所の運用を開始

船橋市消防局

「消防見学会」を開催

郡山地方広域消防組合 郡山地方広域消防組合では、6月8日(日)、郡山消

船橋市消防局 (伊藤陽基消防局長) では、大規模災害発 生時にガソリンや軽油の供給が途絶えても、災害時の消防・ 救急活動を継続して維持できるよう、消防車両・救急車両な どへの燃料の供給を確保するため、災害対策用自家用給油取 扱所を船橋市北消防署小室出張所敷地内に整備しました。

5月29日に開所式を執り行い、同日より運用を開始しました。 なお、災害時は消防車両等だけでなく、市公用車の利用も 可能となります。

今後も、さらなる消防体制の充実・強化に努め、市民の安 全安心を確保していきます。

記

○タンク構造 強化プラスチック製二重殻 タンク

○付帯設備等 発電機、高精度油面計、漏洩 検知装置、給油管理システム

○給油空地 112m²

○備蓄量 ガソリン20kl・軽油10kl 防署において、住民に親しまれ、より信頼される消防と なるため、地域住民約150人を招き、「消防見学会」を 開催しました。

昨年の全国消防救助 技術大会において、第 1位を獲得した「ほふ く救出」などの救助訓 練をはじめ、放水訓練 やはしご車による高所 からの救出救助訓練を 披露するほか、職員の 体力の源「特製消防カ レー」の試食会を行い、 訪れた方々に「消防」 を見て、聞いて、感じ

ていただきました。





消防通信/望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225 文字以内の原稿と JPEG 画像を別ファイルで送付してください】



富消防大学校だより

🏲 新任消防長・学校長科 (第16・17期)

消防大学校では、新任消防長・学校長科第16期(平 成26年4月14日から24日まで)及び第17期(平成26年 5月13日から23日まで)を11日間の日程で実施しまし

当課程は、「一般行政職から消防長や消防学校長に任 命された方」を対象に、消防組織の「長」として必要と なる知識及び技術を習得させることを目的としておりま

今年度においては、計67名(第16期22名、第17期45 名) の新任消防長・学校長が研修に臨みました。

研修では、消防庁長官をはじめ、消防庁幹部による最 新の消防行政の動向に関する講義、全国消防長会長によ る消防長としての役割を主題とした講話、各人が抱える 課題についての討議、訓練礼式、そして危機管理広報等 を通じて、組織のトップとしての職責を認識するととも

に心構えについて学びました。

また、実科訓練では、東京消防庁教育支援隊による大 隊訓練の見学を通じて、大隊長が火災現場で行う指揮と 活動隊員の動きを理解するとともに、その後の指揮シ ミュレーション訓練では、実際に大隊長となって現場活 動を指揮することにより、指揮者の状況判断と命令の難 しさや指揮隊の重要性、現場活動への理解を深めました。 研修を終えた学生からは、「消防業務の重要性、トッ

プとしての職責の重さについて、あらためて認識を深め ることができ、充実した研修であった。」等の意見が寄 せられました。

今後は、一般行政部門で培った幹部職員としての経験 に加え、消防大学校で学んだ知識・技術を活かし、消防 組織の長として、それぞれの地域において消防防災体制 の発展に向けた、大いなる活躍が期待されます。



指揮シミュレーション訓練の様子(第16期)



東京消防庁教育支援隊による消防訓練の見学(第17期)

■ 緊急消防援助隊教育科航空隊長コース(第13・14回)

消防大学校では、航空隊長コース13回(平成26年4 月14日から4月25日まで)及び第14回(平成26年5月 15日から5月28日まで)を約2週間の日程で実施しま

本コースは、緊急消防援助隊の航空部隊の隊長等に対 する教育を主眼として、航空隊の運用・活動統制、安全 管理、広域応援、地上部隊との連携等を学び、その業務 に必要な知識及び能力を修得させることを目的としてい ます。

今年度においては、計63名(第13回23名、第14回40 名)の消防防災航空隊の隊長及び副隊長が受講しました。 研修では、「航空法規」、「航空工学」などの基礎的知 識をはじめ、消防庁幹部職員による「緊急災害対策に関 する行政対応の現状と課題」や「消防広域応援の対応」 の講義、自衛隊、海上保安庁及び警察による「航空運用」 に関する講義のほか、自らが経験した活動事例について 個々に発表し、討議及び研究を行う「災害活動事例研究」 や、東日本大震災で全国の航空隊から応援を受けた宮城 県防災航空隊元隊長を講師に招き、受援対応とその実態 について学びました。

また、校外研修として、陸上自衛隊木更津駐屯地や海 上自衛隊館山航空基地で視察研修を行い、自衛隊が行う 災害応援についてディスカッション形式で討議し、消防 と自衛隊の航空救助活動に対する相互の認識を深めると ともに、自衛隊の航空装備について学びました。

研修を終えた学生からは、「全国の消防防災航空隊の 方と貴重な情報交換や親睦を深めることができた。」、「航 空業務における各隊の共通する諸問題、航空指揮者とし ての課題等を十分に討議することができた。」、「安全管 理の重要性や緊急消防援助隊における受援体制が学べ た。」等の意見が寄せられました。

今後は、消防大学校で修得した幅広い知識を糧にし、 安全運航を第一に、機動力を活かした消防防災航空隊の 充実強化と大いなる活躍が期待されます。



陸上自衛隊視察研修の様子



消防庁危機管理センターでの講義の様子

問合わせ先

消防庁消防大学校 教務部 TEL: 0422-46-1712



最近の主な報道発表について (平成26年5月27日~平成26年6月25日)

<総務課(消防技術政策担当)>

	26.6.16	「消防防災科学技術研究推進制度」 成26年度新規課題の採択	消防庁では、消防防災科学技術研究推進制度(競争的研究資金制度)により、研究助成を行っています。平成26年度の新規研究課題については、26件の応募がありましたが、「科学技術イノベーション総合戦略」「世界最先端IT国家創造宣言」「日本再興戦略」等の政府方針や消防防災行政における重要施策等を踏まえ、外部有識者による評価会の審議結果に基づき、4件を採択しました。
_	<予防課>		

	告書 の公表	本への導入の要否に関する検討に併せ、出火原因の他の要素(経過、着火物)も含め、たばこ火災被害の低減に係る諸課題について総合的に検討を行ってきましたが、この
∠ 2- 10-14-10		度、本検討会の報告書が取りまとめられましたので公表いたします。

<危険物保安室>

26.6.17	「危険物施設の多様な使用形態に対応した技術 基準のあり方検討会」の開催	危険物施設に太陽光発電設備を設置するという新たな使用形態に対応した技術基準の あり方について検討するため、「危険物施設の多様な使用形態に対応した技術基準の あり方検討会」を開催することとしましたのでお知らせします。
26.5.30	平成25年中の危険物に係る事故の概要の公表	消防庁では、今般、平成25年中(平成25年1月1日~12月31日)に全国で発生した 危険物に係る火災及び流出事故の概要を取りまとめました。事故の発生件数について は、前年に比べて減少しているものの、依然高い水準にあり、発生要因については、 火災事故は人的要因が、流出事故は物的要因が多くを占めています。関係省庁と連携 し、事業者が危険物等事故防止安全憲章に掲げた項目等について、積極的に取り組む ように働きかけていきます。

<危険物保安室、予防課>

26.6.	.11	危険物取扱者試験等の適正な実施の確保	一般財団法人消防試験研究センターから、同センターが実施した危険物取扱者試験に おいて、受験申請者名簿を紛失したとの報告がありました。これを受け、消防庁では、
			同センター理事長宛に、通知文 (「危険物取扱者試験等の適正な実施の確保について」) を送付し、再発防止策の徹底及び試験業務の適正な運営確保について指示しました。

<特殊災害室>

	26.5.30	平成25年中の石油コンビナート等特別防災区	消防庁では、毎年、石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所における事故の
-		域内の特定事業所において発生した事故の概要	概要を取りまとめています。今般、平成25年中の事故概要を取りまとめたので公表し
		<u>の公表</u>	ます。

<国民保護室>

26.5.30	6月5日に緊急地震速報の訓練を実施しました	緊急地震速報を見聞きしてから強い揺れが来るまでの時間はごくわずかであり、その 短い間に、慌てずに身を守るなど適切な行動をとるためには日ごろからの訓練が重要 です。このことから、全国的な訓練を実施しました。
26.5.30	「全国防災・危機管理トップセミナー」の開催	市町村長の危機管理意識の一層の向上を図り、具体的な災害対応の危機事態において、 市町村長がリーダーシップを十分発揮し、的確な危機対応を行うことができるよう、 消防庁では、今回初めて内閣府防災との共催で全国市長会の協賛により、全国の市長 を対象としたセミナーを開催しました。

< 地域防災室>

~地域的 多	(主/	
26.6.20	津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル の策定状況等(調査結果)	津波災害の恐れのある地域を管轄する消防団を有する市町村における「津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアル」の平成26年4月1日現在の策定状況等について調査を行い、調査結果を取りまとめたので公表します。
26.6.20		消防団協力事業所表示制度の要綱の制定状況等及び特例措置の実施状況(平成26年4月1日現在)の調査を行い、調査結果を取りまとめましたので公表します。
26.6.20	「総務大臣感謝状贈呈式(消防団関係)」の開催	消防庁は、平成26年4月1日現在の消防団員数の速報値を取りまとめました。 その結果を基に、消防団員数が相当数増加した団体など19の消防団に対し、総務大臣 感謝状を贈呈することとし、贈呈式を開催しました。
26.6.11	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令案等に対する意見募集の結果及び政令等の公布	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令案及び消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に関する規則案の内容について、平成26年4月9日から平成26年5月8日までの間、国民の皆様から広く意見を募集したところ、1件の御意見をいただきました。いただいた御意見の概要及び御意見に対する考え方を取りまとめましたので公表します。



<広域応援室>

26.6.19	消防庁では、津波や大規模風水害による冠水地域において、走破性の高い水陸両用バ ギーや救助資機材を積載した「津波・大規模風水害対策車両」を配備しているところ
	です。 水陸両用バギーは、機動的な人命救助が期待できることから、梅雨期及び台風時期を 迎えるにあたり、緊急消防援助隊の強化に向けた取組の一環として、配備先消防機関 の隊員を対象とした「水陸両田バギー操作訓練」を実施しました。

<u>る業務実施機関の公募の結果</u> 盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の応急対応に資する 資機材等として、G空間×ICTを活用し、災害現場から離れた安全な場所への画 や放水等の活動を自律・協調して行うことが可能な災害対応のための消防ロボ	 資機材等として、G空間×ICTを活用し、災害現場から離れた安全な場所への画像伝送や放水等の活動を自律・協調して行うことが可能な災害対応のための消防ロボットの研究開発を行うこととしています。このたび、本研究開発に係る平成26年度の業務実

最近の通知 (平成26年5月27日~平成26年6月25日)

発番号	日付	あて先	発信者	標題
消防予第256号	平成26年6月13日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁予防課長	「有床診療所防火対策自主チェックシステム」に係る利用促 進等について
消防地第46号	平成26年6月11日	各都道府県知事 各指定都市市長	消防庁次長	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係る職務専念義務の免除に関する政令等の公布について(通知)
<u>消防地第45号</u>	平成26年6月11日	各府省人事主管課長	消防庁国民保護・防災部 防災課長	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十 条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係 る職務専念義務の免除に関する政令等の運用について(通知)
消防地第44号 閣人人第28号	平成26年6月11日	各府省官房長等	消防庁次長 内閣官房内閣人事局人事 政策統括官	消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第十 条第一項の規定による国家公務員の消防団員との兼職等に係 る職務専念義務の免除に関する政令等の公布について(通知)
消防消第136号 消防地第41号	平成26年6月4日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁消防・救急課長 消防庁国民保護・防災部 地域防災室長	消防職団員の安全管理等(熱中症対策)の再徹底について
<u>消防災第187号</u>	平成26年5月27日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部 防災課長	市町村における風水害対策の強化について(通知)
消防災第186号	平成26年5月27日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部 防災課長	都道府県における風水害対策の強化について(通知)
中防消第9号	平成26年5月27日	関係都道府県防災会議会長	中央防災会議会長 (内閣総理大臣) 安倍晋三	梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について
消防危第146号	平成26年5月27日	各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長	消防庁危険物保安室長	特定屋外タンク貯蔵所のうち旧法タンクの保安検査等における定点測定法による測定結果の取扱いについて (通知)

広報テーマ

7 月		8 月	
①台風に対する備え ②住民自らによる災害への備え ③石油コンビナート災害の防止 ④火遊び・花火による火災の防止 ⑤新「適マーク制度」の実施	防災課 地域防災室 特殊災害室 予防課 予防課	①防災訓練への参加の呼びかけ ②地震に対する日常の備え ③危険物施設等における事故防止 ④電気器具の安全な取扱い	防災課 防災課 危険物保安室 予防課



台風に対する備え

防災課

日本列島には毎年、主に7月から10月を中心に台風が襲来し、 土砂災害や河川のはん濫など、大きな被害が発生しています。

平成25年9月には、台風第18号が日本に接近、上陸し、四国から北海道の広い範囲で大雨となりました。この大雨により、浸水被害や土砂災害による被害がもたらされ、死者6名、行方不明者1名、負傷者143名という被害を記録しました。

また、同年10月に発生した台風第26号では、東日本から 北日本の太平洋側を中心に大雨となりました。特に東京都 大島町では、24時間の降水量が824mmに達するなど記録的 な大雨となり、大規模な土砂災害が発生しました。この台 風により、死者が40名、行方不明者が3名、負傷者が130名 にものぼる大きな被害が生じました。

台風による災害

〔大雨による災害〕

台風は激しい雨をもたらします。台風やその周辺部では、激しい雨が長時間にわたって降り続くことがあります。また、台風が日本から遠く離れた南の海上にあっても、日本付近にある前線に暖かく湿った空気が送り込まれて大雨となるこ



とがあり、河川のはん濫や、がけ崩れ、土石流などが発生 して私たちの生活や生命を脅かすようになります。

[暴風による災害]



台風の周りでは強い風が吹いています。平均風速15~20m/sの風であっても、歩行者が転倒したり、車の運転に支障が出たりすることがあります。さらに強くなると、物が飛んできたり、建物が損壊したりするなどの被害が生じるよう

になり、風速40m/sを超えると電柱が倒れることもあります。 また、台風の周辺では大気の状態が不安定になり、竜巻 などの現象が生じることがあります。

[高潮・高波による災害]

台風が接近して気圧が低くなると海面が持ち上げられます。そこにさらに強い風が吹き込んで、大きな高潮災害が発生することがあります。昭和34年に日本に上陸した伊勢湾台風では、名古屋港で通常よりも約3.5mも潮位が上昇するなど、



高潮による大きな災害が発生しました。また、台風の強い 風によって高波が発生したり、台風が日本から遠く離れて いても「うねり」となって日本周辺に高波が押し寄せたり することがあります。

台風に対する備え

〔日頃からの備え〕

家庭においては台風に備えて、次のような準備を十分に



平成25年台風第26号の被災現場(東京都大島町) (さいたま市消防局提供)

しておきましょう。

- ・あらかじめ窓や雨戸の補強をする
- ・避難する時に必要な非常持出品をまとめておく
- ・家の中で数日間過ごすことができるよう水や食料などの 非常備蓄品を準備しておく
- ・避難所の位置や避難所までの道筋を確認しておく
- ・ハザードマップなどで、家の近くの危険箇所を確認しておくまた、災害時の避難において支援を要する方々が迅速・安全に避難できるように、いざという時に誰が支援し、どの段階でどうやって避難するかなど、具体的な避難支援計画を定めておくことが重要です。

〔台風が近づく危険性が高まったら〕

台風が近づく危険性が高まったら、常に台 風に関する情報や避難に関する情報に注意し てください。災害発生の危険性が高まり、市 町村から避難勧告や避難指示などが出された 場合には、危険な状態になる前に、すぐに安 全な場所に避難しましょう。



強い雨や風などによって市町村からの避難勧告等の呼び 掛けが聞き取れないことがあるかもしれません。気象情報 等をテレビやラジオなどでチェックし、危険と思われる場 合は速やかに避難することが重要です。

また、浸水や暴風雨により避難所までの歩行等が危険な状態になった場合には、自宅や隣接する建物の上部階へ緊急的に避難する、崖から離れた側の部屋に移動するなど、安全を確保するため、臨機応変な対応をとる必要があります。

台風の強さ	最大風速
強い	33m/s以上44m/s未満
非常に強い	44m/s以上54m/s未満
猛烈な	54m/s以上
台風の大きさ	風速15m/s以上の半径
大きい	500 k m以上800 k m未満
* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	71-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-1
非常に大きい	800 k m以上

台風の強さと大きさの階級分け(気象庁資料より)

問合わせ先

消防庁国民保護防災部・防災課 山本 TEL: 03-5253-7525



住民自らによる災害への備え

地域防災室

日本列島は、その位置、地形、気象等の自然条件から、 地震、台風や梅雨前線による集中豪雨、大雪等による自 然災害が発生しやすい環境にあります。

昨年度においても、4月に発生した淡路島の地震による被害をはじめ、7月の島根県・山口県の大雨による被害、9月の台風18号及びそれに伴う竜巻による被害、10月の台風26号による被害、2月の関東甲信地方の大雪による被害など、全国各地で大きな災害が発生しました。

また、南海トラフ地震、首都直下地震など大規模地震 の発生が懸念されており、このような事態が発生すると、 地震の揺れや津波などによって甚大な被害が広範囲にわ たって発生することが予測されています。

大規模災害時には被害が大きくなればなるほど、消防などの公的機関による消火、救助、救急などの活動が追いつかなくなることが想定されます。例えば大地震が発生し、消防車がすべて出払い、がれきで道路が塞がれ、生き埋めになっている人や負傷者が大勢いたらーそこで大きな役割を果たすのが、地域住民自らによる防災活動です。

地域住民による防災組織として、自主防災組織があります。自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、地域で住民が自主的に結成する組織のことで、平常時には防災訓練の実施、防災知識の普及啓発、災害危険箇所の点検、資器材の購入・点検等を行い、災害時においては初期消火、避難誘導、救出・救護、情報の収集・伝達、給食・給水、災害危険箇所の巡視などを行います。自主防災組織は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災を契機に、その重要性が見直され、全国各地でその結成・育成が積極的に取り組まれています。

(平成25年4月1日現在、15万3,600団体)

連携による活動の活性化

地域の安心・安全を守るために活動している自主防災 組織が、地域の垣根を越えて互いに連携し、また、消防団、 学校、企業など地域の様々な防災活動団体と連携し、お 互いの得意分野を活かして補完し合うことで、地域の防 災力をより高めることができるようになります。(図1)

ここで、地域の住民が連携して防災のまちづくりを 行っている福井県福井市国見地区自主防災組織連絡協議 会の取組事例を紹介します。

国見地区自主防災組織連絡協議会は、東日本大震災時の津波大災害を教訓に、地区独自の津波避難計画を盛込んだ「福井市国見地区災害時避難マニュアル」を福井市内の他の地域に先駆けて作成しました。「向こう三軒両隣」を旨とした隣保協調を基本として「グループ避難方式」を確立し、避難漏れをなくす取組を行っています。

このように、普段から地域の関係団体と連携・協力関係を築き、地域における人的ネットワーク(つながり、結びつき)を広げ、地域コミュニティの強化を図ることが、いざという時に大きな力となります。

自主防災組織については、消防庁が作成した「自主防災組織の手引」に詳しく記載しています。下記のURLから御覧いただけますので、ぜひ参考にしてください。

http://www.fdma.go.jp/html/life/bousai/bousai_2304.pdf

災害時には、その地域に住んでいたり、働いていたり していて、地域をよく知る方々の自主的な防災活動が大 きな力を発揮します。皆さんも、自主防災組織の活動に 積極的に参加しましょう。

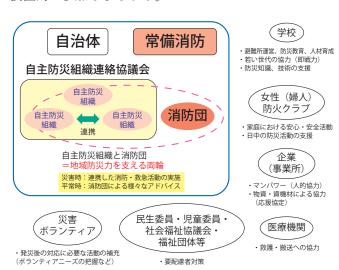


図1 さまざまな関係機関との連携により期待できること



近所で声を掛け合うグループごとの避難状況 (出典:第18回防災まちづくり大賞)

問合わせ先

消防庁 地域防災室 住民防災係 山下 TEL: 03-5253-7561



花火・火遊びによる火災の防止

予防課

1 花火は楽しく安全に遊びましょう

夏の風物詩「花火」。子供たちにとって楽しみな季節となりました。

しかし、気軽に楽しめる花火も、取り扱いを誤ると火事や火傷などの事故につながりかねません。実際に平成25年中、花火が原因である火災は、全国で87件発生しています。

火災や火傷などの事故が起こらないよう十分注意し、 夏の楽しい思い出にしましょう。

花火を安全に遊ぶポイント

- 1 気象条件を考え、風の強いときは花火をしない
- 2 燃えやすいものがなく、広くて安全な場所を選ぶ
- 3 子供だけでなく大人と一緒に遊ぶ
- 4 説明書をよく読み、注意事項を必ず守る
- 5 水バケツを用意し、遊び終わった花火は必ず水 につける

火遊びによる火災防止のポイント

- 1 子供だけを残して外出しない
- 2 ライターやマッチを子供の手の届くところに置かない
- 3 子供だけで火を取り扱わせない
- 4 火遊びをしているのを見かけたら注意する
- 5 火災の恐ろしさ・火の取扱い方法についてきち んと教育する



2 火遊びによる火災を防止しましょう

子供の火遊びによる火災は、大人がいない時に発生することが多く、そのため火災の発見が遅れ、火災が拡大する要因にもなります。

また、平成25年中の火遊びによる火災は、1,185件発生しています。

そのうち、ライターによるものが590件(49.8%)で最も多く、次いでマッチによるものが213件(18.0%)、煙火によるものが87件(7.3%)となっています。

火遊びによる火災をなくすためにも、大人が子供たちに対して火災の恐ろしさや正しい火の取扱い方法を教える必要があります。子供の火遊びによる火災が起こらないよう、もう一度子供たちと火災の恐ろしさ・火の取扱いについて話し合うようにしましょう。

3 ライター等の販売が規制されました

平成22年12月27日に消費生活用製品安全法関係の改正 法令が施行され、いわゆる使い捨てライターや多目的ラ イターは、本体にPSCマークが表示されていないもの は販売が禁止されています。PSCマークは、子どもが 簡単に操作できない幼児対策(チャイルドレジスタンス 機能)等の技術基準に適合した場合に付される表示です。

PSCマークが表示されていない古いライターを捨てる場合は、ガス抜き等を行った後、各自治体のルールに従って正しく廃棄しましょう。

販売規制の対象となるライター等

使い捨てライターや多目的ライター(点火棒)のうち、

- ・燃料の容器と構造上一体となっているものであって
- ・当該容器の全部又は一部にプラスチックを用いたもの





問合わせ先

消防庁予防課予防係 森野 TEL: 03-5253-7523



防火対象物に係る表示制度が開始されました

予防課

概要

消防庁では、平成24年5月13日に発生した広島県福山市のホテル火災を踏まえたホテル火災対策検討部会の最終報告を受け、「防火対象物に係る表示制度の実施について」(平成25年10月31日付け消防予第418号)を発出しました。

本制度は、ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき消防機関が審査した結果、消防関係法令のほか重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められた建物に対して表示マークを交付する制度であり、建物やホームページに表示マークを掲出すること等により、利用者に建物の安全情報を提供することを目的としています。

平成26年4月1日からホテル・旅館等の関係者の申請、消防本部及び消防署における受付・審査を開始しており、基準に適合していると認められたホテル・旅館等においては、表示マークの掲出が8月1日から開始されます。

内容

(1)表示対象物

防火・防災管理上の表示基準に適合している旨を表示する対象物は、収容人員が30人以上であり、防火対象物の地階を除く階数が3以上のホテル・旅館等としています。その他の建物については、地域実情を考慮して消防機関が対象とすることができることとしています。(2)表示基準

- ・防火・防災管理の実施状況等が、消防関係法令に適 合していること。
- ・消防用設備等の設置状況等が、消防関係法令に適合していること。
- ・ 危険物施設の位置、構造等が、消防関係法令に適合 していること。
- ・建築構造等が、建築関係法令に適合していること。 (3)表示マークの交付

ホテル・旅館等の関係者からの申請により、消防長又 は消防署長が表示基準に適合していると認める場合は、 「表示マーク(銀)」(有効期間1年間)を交付します。

表示マーク(銀)が3年間継続して交付され、かつ、 表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク(金)」(有効期間3年間)を交付します。







表示マーク(金)

問合わせ先

消防庁予防課 桂川・中村 TEL: 03-5253-7523



建物の安全・安心に関する情報を利用者にお知らせするマーク

ホテル・旅館等に対する「表示制度」が始まります。

平成26年4月1日から申請・受付⇒8月1日より掲出開始※

表示マークはホテル・旅館等のホームページなどでもご確認いただけるようになります。

表示制度とは?

ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づき、 消防機関が審査した結果、消防法令のほか、 重要な建築構造等に関する基準に適合している と認められた建物に対して、消防機関から表示 マークを交付する制度です。

対象となる建物は?

3階建て以上で収容人員が、 30名以上のホテル・旅館等 (複合用途の建物内にホテ ル・旅館等がある場合を含 む。)が対象です。



3年間継続して表 示基準に適合して いると認められた 場合は、「表示マー ク(金)」(有効期間 3年間)が交付さ れます。





※掲出開始時期や対象となる建物は、消防機関によって異なる場合がありますので、お近くの消防機関にお問い合わせください

能務省消防庁 http://www.fdma.go.jp/

